

建築主用

木造住宅工事共通仕様書（解説付） 《住宅金融公庫基準適合仕様確認書付き》

平成12年度（第2版）
(全 国 版)

本仕様書は、平成12年6月1日現在の建築基準法等の関係法令に基づいて作成されています。

この仕様書は、工事請負契約の際の設計図書の一部としてお使い
いただくとともに、工事監理の際にもご活用ください。

建築主	住所	
	氏名	印
施工業者	住所	
	氏名	印
設計者	住所	
	氏名	印

発行



財團
法人

住宅金融普及協会

目 次

仕様書の使い方	1
住宅金融公庫基準適合仕様確認書	5
〔I〕工事概要	7
〔II〕共通仕様書	16
〔III〕基準金利適用住宅工事仕様書	169
〔IV〕割増融資工事仕様書	213
付録	257

仕様書の使い方（必ずお読み下さい。）

1. 仕様書の位置付け

仕様書は、設計図面に表せない事項を補足するものとして工事請負契約時の設計図書の一部として使用するものであり、きわめて重要なものです。工事がある程度進んだ段階や竣工した後で、発注者が考えていたものとは異なる仕様であったりすると、発注者・施工業者間のトラブルとなってしまうことがあります。このようなトラブル防止のためには、仕様書の使い方を十分理解したうえで、建設する住宅の仕様について入念な打ち合わせを行ったうえで、仕様書を工事請負契約時に添付することが重要です。以下に本仕様書の活用方法を列挙します。

①工事請負契約時の仕様書として

発注者と施工業者間の工事請負契約時には、配置図、平面図、立面図等の設計図面の他に仕様書を用意することが必要です。

本仕様書は材料・寸法・住宅性能など様々な場合を考慮し、「共通仕様書」として種々の標準的な仕様を列挙しているものです。従って、仕様が列挙されている箇所では、ご自分の工事内容に合わせて採用する仕様項目を選択したり、あるいは本仕様によらない部分がある場合は、当該仕様部分を適宜添削してご使用下さい。（3ページ参照）

ただし、本仕様書を用いて公庫融資住宅を建設しようとする場合には、本文中のアンダーライン部分や※印が記されている箇所等は公庫の基準に該当する仕様であり、この仕様にしたがって設計・施工することが必要となりますのでご注意下さい。

②設計審査に提出する図面の一部として

公庫融資を利用する場合で、公共団体に設計審査を申請する際には、公庫の技術基準に適合している設計図書を提出する必要があります。本仕様書には、公庫の基準に関係する仕様について整理した「住宅金融公庫基準適合仕様確認書」を添付しておりますので、この確認書を活用して、ご自分の設計仕様が公庫の基準に適合しているかを確認した上で設計審査に活用することができます。

なお、設計審査申請時には、本仕様書に他の独自の特記仕様書を添付したり、本仕様書以外の別の仕様書を用いることも可能です。

③公庫建設基準等の解説書として

工事請負契約の際には、住宅の仕様について発注者と施工業者が十分な打ち合わせを行うことが必要ですが、その際の技術的な事項の理解を深めるために用語解説、参考図、付録等を併せて掲載していますので参考にして下さい。

注1) 北海道、富山県、石川県及び福井県で建設予定の方には、地方版が分冊で用意されておりますので、本仕様書と併せてご使用下さい。

注2) 木造住宅で共同住宅を建設する場合には、別冊で木造住宅（共同住宅）特記仕様書が用意されておりで、本仕様書と併せてご使用下さい。

2. 本仕様書の使用にあたっての留意事項

この仕様書は、以下の5つのパートから構成されています。

- ①住宅金融公庫基準適合仕様確認書（公庫の基準に関連する仕様部分を整理した一覧表）
- ②工事概要（住宅の概要や内外部の仕上げ表など、工事の概要を明記する欄）
- ③共通仕様書（公庫基礎基準を含め、建物の工事一式について標準的な仕様を掲載）
- ④基準金利適用住宅工事仕様書（基準金利適用住宅の技術基準に適合する仕様の一例を掲載）
- ⑤割増融資工事仕様書（割増融資工事の技術基準に適合する仕様の一例を掲載）

なお、公庫基礎基準や政策融資技術基準に該当する箇所は、次表のように記号を付して表現しています。

記載内容	表記方法
公庫住宅等基礎基準に 係る仕様	融資を受けるための必須条件 該当箇所を_____で表示
公庫住宅等政策融資技 術基準に係る仕様	耐久性に係る基準事項* 該当箇所を_____で表示
	その他の基準事項 該当箇所の項目に※印で表示

*耐久性に係る基準…公庫住宅等基礎基準第11条第2項第3号（かつ、公庫住宅等政策融資技術基準第4章第2節）に規定する基準であり、適用する融資条件が基準金利適用住宅ではない「1時間準耐火構造の住宅」「45分準耐火構造の住宅」又は「最長返済期間25年以内とする住宅」とする場合は、適合させる必要はない。

【共通仕様書】

- (1) 共通仕様書中の本文のアンダーライン「_____」、「_____」部分は、公庫基礎基準に係る部分ですので、原則として、訂正（添削）すると融資が受けられない場合があります。

ただし、適用を受ける融資条件によって（1時間準耐火構造、45分準耐火構造及び最長返済期間25年以内）は、アンダーライン部分であっても、次ページの「住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表」において○印が付されていない基準項目であれば、発注者と施工業者双方の協議の上、訂正（添削）が可能です。

- (2) アンダーラインがない部分については、発注者と施工業者双方の協議の上、性能及び建築基準法等の関係法令に適合していること等を確認することによって自由に添削することができます。

【基準金利適用住宅工事仕様書の留意事項】

- (1) 基準金利適用住宅工事仕様書の本文の※印を付した項目は、基準金利適用住宅の技術基準に係る項目ですので、訂正すると基準金利の優遇を受けられない場合があります。

なお、基準金利の優遇を受ける場合は、併せて共通仕様書の全てのアンダーライン部分を訂正（添削）することはできません。

- (2) ※印が付されていない部分については、発注者と施工業者双方の協議の上、性能及び建築基準法等の関係法令に適合していること等を確認することによって自由に添削することができます。

【割増融資工事仕様書の留意事項】

- (1) 割増融資工事仕様書の本文の※印を付した項目は、割増融資工事の技術基準に係る項目ですので、訂正すると割増融資の優遇を受けられない場合があります。

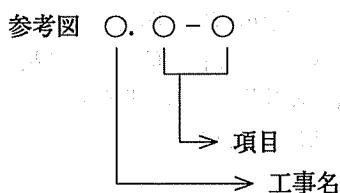
- (2) ※印が付されていない部分については、発注者と施工業者双方の協議の上、性能及び建築基準法等の関係法令に適合していること等を確認することによって自由に添削することができます。

枠線欄外の解説は、仕様書の内容をご理解いただき、建築工事現場をご覧になる際などの参考にしていただるために作成したものです。

この解説欄には、仕様書の各項目について直接解説を加えたものほかに、建築に関する一般知識や関連資料等も併せて掲載しております。

仕様書は、工事請負契約の内容の一部になるものですが、この解説部分は、通常、工事請負契約の内容とはなりませんのでご注意下さい。

(注) 参考図の数字は、下記に示すように工事名と節の数字を表わし、本文のどの節に該当する参考図であるかがわかるようになっています。



例1：参考図5.2.3-1

(5. 木造躯体工事の2.3筋かいの取り付
かない柱と横架材の仕口の1)

例2：参考図8.4.4

(8. 造作工事の4.4雨押え)

○共通仕様書本文における工事内容に合わせた添削例

①本仕様書の工事項目が当該住宅工事にない場合

建設する住宅に「陸ひさし」がない場合、当該工事内容である本仕様書中「5.9 ひさし」の「5.9.1 陸ひさし」を次のように添削（削除）する。

②本仕様書の仕様が「～は、次のいずれかによる。」のように選択できる場合

「腕木ひさし」において、腕木と柱の仕口を、「5.9.2 腕木ひさし」の1.のイ.を採用し、ロ.の仕様としない場合は、採用する仕様（イ.）に○印（もしくは、不採用の仕様（ロ.）に「消し線」）を記載する。

5.9 ひさし	
5.9.1 陸ひさし	<p>1. 型板の取付けは、柱の側面を15mm程度欠き取ったのち、型板を柱にはめ込み、N65釘5本を平打ちする。なお、間柱へは、型板を添え付け、N65釘5本を平打ちする。</p> <p>2. 岩かくしの上端は、ひさし勾配に削る。継手及び取付けは、次のいずれかによる。</p> <p>イ. 化粧の場合の継手は、型板心で相欠き継ぎとし、すみは下端を見付け留め3枚に組む。 留めつけは、型板に添え付け釘頭つぶし打ちとする。</p> <p>ロ. 見えがくれ（モルタル塗等）の場合の継手は、型板心で突付け継ぎとする。留めつけは型板に添え付け、釘打ちとする。</p> <p>3. 広こまいを取り付ける場合は、型板心で突付け継ぎとし、型板に添え付け、釘打ちとする。</p> <p>4. 野地板は、型板心で突付け継ぎとし、留めつけは、板そばを添え付け、型板当たり釘打ちとする。</p> <p>5. 化粧天井板継手は、乱に型板心で相欠き継ぎとし、留めつけは、板そばを相じやくりとし、型板当たり釘打ちとする。</p>
5.9.2 腕木ひさし	<p>1. 腕木と柱の仕口は、次のいずれかによる。</p> <p>イ. 柱へ下げかまほぞ差しとし、上端よりくさび締めのうえ、くさび抜け止め釘打ちとする。</p> <p>ロ. 柱へ短ほぞ差しとし、上端より斜め釘打ちとする。</p> <p>2. だしげたは 腕木に渡りあご掛け、かくし釘打ちとする。</p> <p>3. たる木掛は 上端をひさし勾配に削り、たるき彫りをして柱に欠き込み釘打ちとする。</p> <p>4. 広こまいは 化粧野地板との取り合いを板じゃくりとし、すみを大留とする。また、たる木に添え付す釘打ちとする。</p> <p>5. ひさし板は そば相しゃくりとし、たる木当たり釘打ちとする。</p>

③本仕様書によらず、独自の特記仕様書等を用いる場合

建設される住宅において、床づかを本仕様書の仕様によらず、独自の仕様（別冊の特記仕様書）による場合、次のように、該当する項目を添削（削除）し、採用する仕様（添付する特記仕様書の名称）を特記する。

5.8 床組	
5.8.1 大引	<p>1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。</p> <p>2. 継手は、床づか心から150mm内外持ち出し、相欠き継ぎのうえ、N75釘2本打ちとするか又は腰掛けあり継ぎとする。</p> <p>3. 仕口は次による。</p> <p>イ. 土台との取合いは、大入れあり掛け、腰掛け又は乗せ掛けとし、いずれもN75釘2本斜め打ちとする。</p> <p>ロ. 柱との取合いは、添木を柱に取り付けたのち、乗せ掛けとするか、柱に大入れとし、いずれもN75釘2本を斜め打ちとする。</p>
5.8.2 床づか 床づかは、(株)OO 発行の「××仕様書 の仕様による。」	<p>1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。</p> <p>2. 上部仕口は、次のいずれかによる。</p> <p>イ. 大引に突付けとし、N75釘を斜め打ちのうえ、ひら金物を当て釘打ち又はかすがい打ちとする。</p> <p>ロ. 大引へ一部びんた延ばしとし、N65釘2本を平打ちする。</p> <p>ハ. 大引に目造いはぞ差しとし、N75釘2本を斜め打ちする。</p> <p>3. 下部は、つか石に突付けとし、根がらみを床づかに添えつけ釘打ちとする。</p>
5.8.3 根太掛	<p>1. 断面寸法は、24mm×90mm以上とする。</p> <p>2. 継手は、柱心で突付け継ぎとし、N75釘2本を平打ちする。</p> <p>3. 留めつけは、柱、間柱当たりにN75釘2本を平打ちする。</p>

住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表

【この整理表の見方】

- 「適用を受ける融資条件」ごとに、実施しなければならない遵守基準（必須要件）を○印で示しています。つまり、○印を付した項目に該当する仕様書本文中の「_____」、「_____」及び※印の部分が遵守しなければならない基準となります。
- 「適用を受ける融資条件」が複数ある場合（例えば「木造（耐久性）」と「基準金利適用住宅（バリアフリー）」の融資を受ける場合）は、それぞれの○印の付してある全ての基準を満たしてください。
- この整理表を参考に、「住宅金融公庫基準適合仕様確認書」に必要事項を記入してください。
- 「木造（一般）」の条件にのみ適合するもの（「最長返済期間25年以内」）は、平成13年度末（平成14年3月31日）までは融資の対象となりますが、平成14年度からは融資が受けられなくなります。

基 準 項 目	適合工事仕様	ペー ジ	適用を受ける融資条件					
			木造 (耐 久 性)	木造 (一 般)	基準金利 適用住宅	1 時間 準耐 火構 造	45 分 準耐 火構 造	高 性 能 準 耐 火 構 造
基礎基準事項	基礎の構造	仕様書3.3.1、2、3	20	○	○	○	○	○
	基礎の高さ	仕様書3.3.2、3	20	○	*	○	○	*
	腰壁	仕様書3.3.4	20	○		○	○	
	床下換気	仕様書3.3.9	21	○		○	○	
	床下防湿	仕様書3.3.13	21	○		○	○	
	基礎断熱工事(基礎断熱工法に限る。)	仕様書3.4	26	○		○	○	
	土台の樹種・種類	仕様書4.1.2	31	○	○	○	○	○
	防腐・防蟻措置	仕様書4.3	43	○		○	○	
	土台の断面寸法	仕様書5.1.1	46	○	○	○	○	○
	柱の小径	仕様書5.1.3	46	○		○	○	
	住戸間の界壁(連続建に限る。)	仕様書5.10	66	○	○	○	○	○
	断熱工事	仕様書7	82	○	○	○	○	○
	小屋裏換気	仕様書8.8.1	99	○		○	○	
	点検口の設置(給排水設備)	仕様書13.1	127	○	○	○	○	○
	点検口の設置(ガス設備等)	仕様書14.1	134	○	○	○	○	○
準耐火構造	1時間準耐火構造	仕様書18.1	155				○	
	45分準耐火構造	仕様書18.2	162				○	
	高性能準耐火構造	仕様書19	165					○
基準金利 適用住宅	バリアフリータイプ	基仕様書Ⅰ	171			○		
	省エネルギータイプ	基仕様書Ⅱ	187			○		
割増融資工事		割仕様書	-	【各割増融資を受ける場合に必須】				

*…基礎基準事項の「基礎の高さ」において、*印が付されている箇所は、地面からの基礎の立上がりは、「400mm以上」ではなく、「240mm以上」とすることができます。
 ([240mm以上]とする場合は、仕様書の該当部分を添削してください。)

住宅金融公庫基準適合仕様確認書

基準項目		適合工事仕様	ページ	適合確認欄	特記欄・備考欄
基礎基準事項	基礎の構造	仕様書3.3.1、2、3	20		
	基礎の高さ	仕様書3.3.2、3	20		
	腰壁	仕様書3.3.4	20		
	床下換気	仕様書3.3.9	21		
	床下防湿	仕様書3.3.13	21		
	基礎断熱工事(基礎断熱工法に限る。)	仕様書3.4	26		
	土台の樹種・種類	仕様書4.1.2	31		
	防腐・防蟻措置	仕様書4.3	43		
	土台の断面寸法	仕様書5.1.1	46		
	柱の小径	仕様書5.1.3	46		
	住戸間の界壁(連続建に限る。)	仕様書5.10	66		
	施工部位 断熱工事	仕様書7.3	84		
		仕様書7.4	85		
	小屋裏換気	仕様書8.8.1	99		
	点検口の設置(給排水設備)	仕様書13.1	127		
	点検口の設置(ガス設備等)	仕様書14.1	134		
準耐火構造	1時間準耐火構造	仕様書18.1	155		
	45分準耐火構造	仕様書18.2	162		
	高性能準耐火構造	仕様書19	165		
基準金利適用住宅	バリアフリータイプ 計画一般	基仕様書I.1	171		
	造作工事	基仕様書I.3	180		
	省エネルギー施工部位	基仕様書II.3	189		
	断熱性能	基仕様書II.4	190		
	気密工事	基仕様書II.8又はII.9	202		
	開口部断熱工事	基仕様書II.10	210		
割増融資工事	公社分譲住宅・優良分譲住宅・建売住宅の付加基準の仕様	基仕様書II.11	211		
	高規格住宅(一般型)工事	割仕様書I	215		
	高規格住宅(環境配慮型)工事	割仕様書II	223		
	バリアフリー住宅工事	割仕様書III	225		
	省エネルギー住宅工事(一般型)	割仕様書IV	226		
	省エネルギー住宅(一般型)開口部工事	割仕様書V	228		
	省エネルギー住宅工事(次世代型)	割仕様書VI	230		

(注1) この確認書を使う際には、次ページの「住宅金融公庫基準適合仕様確認書の使い方」をお読みになった上でお使いください。

(注2) 実施する仕様の「適合確認欄」に○印を付してください。なお、公庫融資を受ける際には、各融資条件に応じて前ページの「住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表」にある項目の全ての適合確認欄に○印が付していないと、その融資条件での公庫融資の対象とならない場合があります。

(注3) 基礎基準事項は「公庫住宅等基礎基準」に基づく仕様を示しています。また、基準金利適用住宅工事、割増融資工事は「公庫住宅等政策融資技術基準」に基づく仕様を示しています。

(注4) 「基仕様書」は基準金利適用住宅工事仕様書を、「割仕様書」は割増融資工事仕様書をさします。

住宅金融公庫基準適合仕様確認書の使い方

この「住宅金融公庫基準適合仕様確認書」は、本仕様書の内容のうち、公庫の技術基準に該当する仕様項目を整理した表です。建設される住宅について、公庫の定める技術基準に適合しているかどうかをこの確認書の仕様項目に基づき確認し、実施する仕様の確認欄に○印を記入して下さい。

なお、以下の点にご注意下さい。

- ① 仕様書の当該部分を添削した場合には、特記欄・備考欄に「添削」と記入して下さい。また、添削をした場合には、その箇所が※印部分がアンダーライン部分でないことを確認して下さい。※印部分、アンダーライン部分を訂正すると、融資が受けられなくなる場合があります。
なお、基礎基準事項の「基礎の高さ」において、「240mm以上」とできる場合で、実際に400mm未満に本文を添削した場合は、必ず特記欄・備考欄に「添削」と記入して下さい。
- ② 基準金利適用住宅により建設される場合は、基礎基準事項の仕様項目を実施するとともに、「バリアフリータイプ」若しくは「省エネルギータイプ」のいずれかを選択し、それぞれの該当する仕様項目を実施していただく必要があります。
- ③ 「高齢者同居住宅工事」、「障害者同居住宅工事」又は「二世帯住宅工事」のいずれかの割増融資を受ける場合は、「バリアフリー住宅工事」を実施することが必要です。

〔I〕工事概要

(設計図面に記載した場合は、ここに記入する必要はありません。)

1. 工事内容

- (1) 構造：(高性能準耐火構造、準耐火構造、その他 _____)
- (2) 階数：(平家建、2階建、3階建)
- (3) 床面積：1階 _____ m²、2階 _____ m²、3階 _____ m²、計 _____ m²
- (4) 戸建型式：(1戸建、連続建、重ね建)
- (5) 附帯設備工事：(電気、給排水、衛生、ガス、その他 _____)
- (6) 別途工事：_____

2. 外部仕上表

各部名称	仕 上	備 考
基 礎		
外 壁		
屋 根		
軒 裏		
ひ さ し		
と い		
塗 装 木部 鉄部		

（各部の仕上方法を記入する欄）

3. 内部仕上表

室名	床	幅木	壁
玄関			
居住室			
押入			
台所			
便所			
洗面所・脱衣室			
浴室			
縁側			
廊下			
階段			

(注)

- 塗装仕上げはそれぞれの欄に記入すること。
- 備考欄には設計に含まれているもの（造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、大小便器、手洗器、洗面器など）を記入すること。

4. 建築設備表

室名	電灯	スイッチ	コンセント	水栓	ガス栓	電話用配管	電話機
玄関	灯	個	個			個	個
居住室	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
台所	灯	個	個	個	個	個	個
便所	灯	個	個	個			
洗面所・脱衣室	灯	個	個	個	個	個	個
浴室	灯			個	個		
縁側	灯	個	個			個	個
廊下	灯	個	個			個	個
階段	灯	個	個				
	灯	個	個	個	個	個	個
	灯	個	個	個	個	個	個

(注)

1. 電灯欄は、直付、埋込み、コード吊、プラケットなどそれぞれ記入のこと。
2. コンセントは1個のコンセントの中に2口あるいは3口であっても1個と数える。

〔II〕 共通仕様書

1. 一般事項	16
1.1 総則		
1.2 施工一般		
2. 仮設工事	18
2.1 なわ張り等		
2.2 足場・仮囲い・設備		
3. 土工事・基礎工事	19
3.1 土工事		
3.2 地業		
3.3 基礎工事		
3.4 基礎断熱工事		
3.5 地下室		
3.6 埋戻し・地ならし		
4. 木工事一般事項	31
4.1 材料		
4.2 指定寸法・仕上げ・養生		
4.3 防腐・防蟻措置		
5. 木造躯体工事	46
5.1 軸組		
5.2 軸組の仕口		
5.3 大壁造の面材耐力壁		
5.4 真壁造の面材耐力壁		
5.5 小屋組		
5.6 屋根野地		
5.7 軒まわり・その他		
5.8 床組		
5.9 ひさし		
5.10 住戸間の界壁		
6. 屋根工事	67
6.1 下ぶき		
6.2 金属板ぶき		
6.3 粘土がわらぶき		
6.4 厚形スレートぶき		
6.5 屋根用化粧スレートぶき		
6.6 むね・壁との取合い・軒先・けらば及び谷ぶき		
6.7 水切り・雨押え		
6.8 とい		
7. 断熱工事	82
7.1 一般事項		
7.2 材料		
7.3 施工部位		
7.4 断熱性能		
7.5 断熱材・防湿材の施工		
7.6 工法		
8. 造作工事	94
8.1 床板張り		
8.2 敷居・かもい・その他		
8.3 内外壁下地		
8.4 外壁板張り		
8.5 サイディング張り		

8.6 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り	
8.7 開口部廻りのシーリング処理	
8.8 小屋裏換気	
8.9 内壁合板張り	
8.10 内壁のせっこうボード張り・その他のボード張り	
8.11 天井下地	
8.12 天井張り	
8.13 階段	
9. 左官工事	104
9.1 一般事項	
9.2 モルタル下地ラス工法	
9.3 モルタル塗り	
9.4 せっこうプラスター塗り	
9.5 繊維壁塗り	
9.6 しっくい塗り	
9.7 土壁塗り	
10. 内外装工事	113
10.1 タイル張り	
10.2 疋敷き	
10.3 タフティッドカーペット敷き	
10.4 ビニル床タイル張り	
10.5 ビニル床シート張り	
10.6 壁紙張り	
10.7 仕上塗材仕上げ	
11. 建具工事	119
11.1 外部建具	
11.2 内部建具	
11.3 建具金物	
12. 塗装工事	125
12.1 一般事項	
12.2 工法	
13. 給排水設備工事	127
13.1 一般事項	
13.2 給水・給湯設備工事	
13.3 排水設備工事	
14. ガス設備工事・ガス機器等設置工事	134
14.1 一般事項	
14.2 ガス設備工事	
14.3 ガス機器等	
15. 電気工事	137
15.1 一般事項	
15.2 電力設備	
15.3 弱電設備工事	
16. 衛生設備工事・雑工事	141
16.1 衛生設備工事	
16.2 し尿浄化槽工事	
16.3 便槽工事	
16.4 換気設備工事	
16.5 雜工事	

17. 3 階 建 仕 様	145
17.1 一般事項	
17.2 基礎工事	
17.3 軸組	
17.4 床組	
17.5 小屋組	
17.6 防火仕様	
17.7 避難措置	
17.8 雜金物	
18. 準耐火構造の住宅の仕様	155
18.1 1時間準耐火構造の住宅の仕様	
18.2 45分準耐火構造の住宅の仕様	
19. 高性能準耐火構造の住宅の仕様	165
19.1 総則	
19.2 耐久性向上措置	
19.3 防火仕様	

〔III〕 基準金利適用住宅工事仕様書

基準金利適用住宅工事仕様書の使い方	170
I. バリアフリータイプの仕様	171
I.1 一般事項	
I.2 軀体工事	
I.3 造作工事	
II. 省エネルギータイプの仕様	187
II.1 一般事項	
II.2 材料	
II.3 施工部位	
II.4 断熱性能	
II.5 断熱材・防湿材の施工	
II.6 工法	
II.7 日射の遮蔽措置	
II.8 気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
II.9 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
II.10 開口部断熱構造工事	
II.11 公社分譲住宅・優良分譲住宅・建売住宅の付加基準の仕様	

[IV] 割増融資工事仕様書

割増融資工事仕様書の使い方	214
I. 高規格住宅（一般型）の仕様	215
I.1 総則	
I.2 計画一般	
I.3 基礎の構造	
I.4 床下換気措置	
I.5 床下防湿措置	
I.6 防腐・防蟻措置	
I.7 土台	
I.8 柱の小径	
I.9 外壁内通気措置	
I.10 小屋裏換気措置	
I.11 設備工事	
I.12 外構工事	
II. 高規格住宅（環境配慮型）の仕様	223
II.1 総則	
II.2 計画一般	
II.3 基礎の構造	
II.4 床下換気措置	
II.5 床下防湿措置	
II.6 防腐・防蟻措置	
II.7 柱の小径	
II.8 小屋裏換気措置	
II.9 設備工事	
II.10 外構工事	
II.11 環境負荷の低減に有効な資材	
III. バリアフリー住宅の仕様	225
III.1 一般事項	
III.2 軀体工事	
III.3 造作工事	
IV. 省エネルギー住宅工事（一般型）の仕様	226
IV.1 一般事項	
IV.2 材料	
IV.3 施工部位	
IV.4 断熱性能	
IV.5 断熱材・防湿材の施工	
IV.6 工法	
IV.7 日射の遮蔽措置	
IV.8 気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
IV.9 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
V. 省エネルギー住宅（一般型）開口部工事の仕様	228
V.1 一般事項	
V.2 開口部建具の種類	
V.3 注意事項	

VI. 省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様 230

VI.1 一般事項

VI.2 施工部位

VI.3 断熱性能

VI.4 断熱材の施工

VI.5 気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）

VI.6 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）

VI.7 開口部の断熱性能

VI.8 開口部の日射侵入防止措置

VI.9 換気設備工事

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の仕様は、本章の各節で規定する。また、各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様は、主に断熱工事、換気設備工事、開口部の日射侵入防止工事等で構成される。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。各工事の施工方法は、各工事の仕様に記載する施工方法を用いて施工する。

1. 一般事項

1.1 総則	
1.1.1 工事範囲	工事範囲は、本仕様書（地方版のあるものはこれを含む。）及び図面の示す範囲とし、特記のない限り、電気設備工事については引込口までの工事、給水・ガス工事については本管接続までの工事、排水工事については流末接続までの工事とする。
1.1.2 疑義	図面と仕様書との記載内容が相違する場合、明記のない場合又は疑義の生じた場合は、建築主又は工事監理者と協議する。
1.1.3 軽微な設計変更	現場のおさまり、取合せその他の関係で、材料の取付け位置又は取付け工法を多少かえるなどの軽微な変更は、建築主又は工事監理者の指示により行う。
1.1.4 別契約の関連工事	別契約の関連工事については、関係者は相互に協議のうえ、工事完成に支障のないように処理する。ただし、工事監理者がいる場合は、その指示による。
1.2 施工一般	
1.2.1 材料等	<ol style="list-style-type: none">各工事に使用する材料等で、日本工業規格(JIS)又は日本農林規格(JAS)の制定されている品目については、その規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを使用する。また、認証木質建材(AQ)として認証の対象となっている品目については、AQマーク表示品又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。各工事に使用する材料等について品質又は品等の明記のないものは、それぞれ中等品とする。内装仕上げ材、下地材等の室内空気への影響が高い部分には、揮発性の有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用する。建築部品、仕上材の材質、色柄などで工事監理者と打合せをするものは、見本を提出し、十分打合せを行うものとする。
1.2.2 養生	工事中に汚染や損傷のおそれのある材料及び箇所は、適当な方法で養生する。
1.2.3 解体材、発生材等の処理	<ol style="list-style-type: none">解体材のうち、耐久年限を考慮したうえで現場において再利用を図るものは、特記による。解体材、発生材のうち、耐久年限を考慮したうえで再生資源としての利用を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。上記以外の解体材、発生材については、場外処分とし、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱等の関連法令に従って適正に処理する。
1.2.4 注意事項	<ol style="list-style-type: none">工事の施工に必要な諸届・諸手続で請負者が処理すべき事項は、すみやかに処理する。工事現場の管理は関係法令に従い、危険防止、災害防止に努め、とくに火災には十分注意する。また、石綿スレート等の加工又は解体作業にあたっては専用工具を使用する等十分な配慮を行う。工事現場はつねに整理し、清潔を保ち、床張り前には床下を清掃する。なお、工事完了に際しては建物内外を清掃する。

JIS Japanese Industrial Standardの略称

鉱工業品の品質等を全国的に統一し、又は単純化して生産の合理化、取引の単純構成化及び消費の合理化を行うことを目的として定められた工業標準化法（昭和24、法185号）に基づいて、各品目について通産、運輸、建設など各大臣が日本工業標準調査会（通産省内に設置）にはかって定めた国家規格。

JAS Japanese Agricultural Standardの略称

農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用的合理化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25、法175号）の規定に基づいて制定された規格。農林水産省告示をもって告示施行される。

AQ Approved Qualityの略称

安全性及び耐久性の優れた木質建材の供給の確保を図るため、木質建材等認証推進事業実施要領（昭和63年4月7日付け63林野第24号林野庁長官通達）に基づいて、JAS規格では対応できない新しい木質建材について（財）日本住宅・木材技術センターが優良な製品の認証を行うものである。認証されたものには、AQマークが表示される。

室内空気汚染の低減のための工夫

近年になって住宅の室内での空気汚染問題、特に揮発性の有害化学物質によって健康被害が起きることが懸念されている。化学物質による健康への影響については個人差が大きく、また、住宅内外の条件によっても変化するものとされているが、有害物質の濃度を低減するためには、内装仕上げ材、下地材等の室内空気への影響が高い部分に揮発性の有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用する工夫が有効である。

室内空気汚染の原因としては、主に室内で使用する内装材や下地材等から揮発される揮発性の有害化学物質によるものとされています。これらの揮発性の有害化学物質は、室内の空気中に含まれる濃度が高くなると、人間の健康に悪影響を及ぼすことがあります。そのため、室内空気汚染を低減するためには、内装材や下地材等の選択が重要です。

内装材や下地材等の選択では、揮発性の有害化学物質の放散量が少ないものを選ぶことが一つの方法です。また、室内の換気設備を整えることも、室内空気汚染を低減するための重要な要素です。

室内空気汚染の低減には、内装材や下地材等の選択、室内の換気設備の整備等、様々な工夫が必要です。しかし、これらの工夫が実現されると、室内の空気環境が改善され、住む人の健康が守られることが期待できます。

2. 仮設工事

2.1 なわ張り等

- | | |
|--------------|---|
| 2.1.1 地なわ張り | 建築主又は工事監理者の立会いのもとに、敷地境界など敷地の状況を確認のうえ、図面に基づき建築位置のなわ張りを行う。 |
| 2.1.2 ベンチマーク | 木杭、コンクリート杭などを用いて移動しないよう設置し、その周囲を養生する。ただし、移動の恐れのない固定物がある場合は、これを代用することができる。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。 |
| 2.1.3 やりかた | やりかたは、適切な材料を用い、建物の隅部その他の要所に正確堅固に設け、建物の位置、水平の基準その他のすみ出しを行う。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。 |

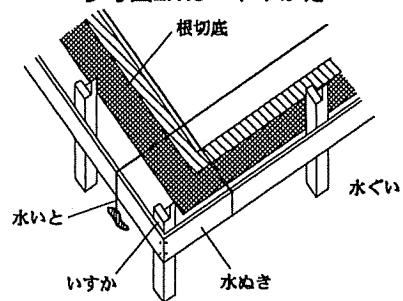
なわ張り 敷地内における建物の位置を決定するため、敷地境界石などを基準にして建物の形態、位置を明示するためのなわ張りを行う。

ベンチマーク 建物の基準位置、基準高を決定するための原点ともなるもので、これをもとに、やりかたを設けて、根切りの深さ、基礎の高さ等を決める重要なものである。

やりかた やりかたは建物所要の位置、高さを定めるために設けるもので、建物の各隅、間仕切など要所に設ける。水ぐい頭は、いすか又は矢はず等に加工し不時の衝撃による歪みを容易に発見出来るようにする。

水盛りやりかたは、建物に陸墨(水平を表示する墨)を出すまでは必要なものであり、十分注意して管理しなければならない。

参考図2.1.3 やりかた



2.2 足場・仮囲い・設備

- | | |
|--------------|--|
| 2.2.1 足場・仮囲い | 足場及び仮囲いは、関係法令等にしたがい、適切な材料、構造とする。 |
| 2.2.2 設備 | 工事用水道、工事用電力などの関係法令等に基づく手続き及び設置は、施工業者が行う。 |

3. 土工事・基礎工事

3.1 土工事

- 3.1.1 地盤 敷地地盤の状態については、工事計画上支障のないように、地盤調査を実施するか、あるいは近隣の地盤に関する情報資料等により検討する。
- 3.1.2 根切り 根切りの幅及び深さは、やりかたに従い正確に行う。なお、必要がある場合は、のり面をつけるか土留めを設ける。根切り底の仕上げは平滑に施工し、工事監理者が確認を行う。

3.2 地業

- 3.2.1 割栗地業 割栗地業は次による。ただし、地盤が比較的良好な場合は、割栗によらず碎石による地業とすることができます。また、地盤がとくに良好な場合は、これらを省略できる。
- イ. 割栗石は硬質なものを使用する。なお、割栗石の代用として玉石を使用する場合も同様とする。
- ロ. 目つぶし砂利は、切り込み砂利、切り込み碎石又は再生碎石とする。
- ハ. 割栗石は、原則として一層小端立とし、すきまのないようにはり込み、目つぶし砂利を充てんする。
- 二. 締め固めは、ランマー3回突き以上、ソイルコンパクター2回締め以上又は振動ローラー締めとし、凹凸部は、目つぶし砂利で上ならしする。
- 3.2.2 くい打ち地業 くい打ち地業を必要とする場合は、特記による。

地盤調査の必要性及び方法

木造住宅のような小規模な建物には地盤調査を行うことは少なかった。

しかしながら、構造耐力上安全な木造住宅を建設する前提条件として、建築予定敷地の地盤調査を行い許容地耐力を確認し、地業を充分に行い構造的に安全な基礎の設計を行う必要がある。

主な調査方法と概要は下表の通りであるが「スウェーデン式サウンディング試験」が最も簡単に許容地耐力を確認できる。

地盤調査の方法と概要

調査方法	概要
ハンドオーガーボーリング	専用の機材を人力で回転させながら地中に押し込んで土を採取し、地盤の特徴を調査する方法。
ロータリーボーリング	本格的な地盤調査を行う時に用いられる方法。
標準貫入試験	ロータリーボーリング用のロッドの先端に標準貫入試験用サンプラーを取り付け、63.5kgのハンマーを75cmの高さから自由落下させて、30cm貫入させるのに必要な打撃回数により地盤を判定する方法。
スウェーデン式サウンディング試験	スクリューポイントを取り付けたロッドの頭部に、100kgまでの加重を加えて貫入を測り、貫入が止まったらハンドルに回転を加えて地中にねじ込み、1mねじ込むのに必要な半回転数を測定する方法。

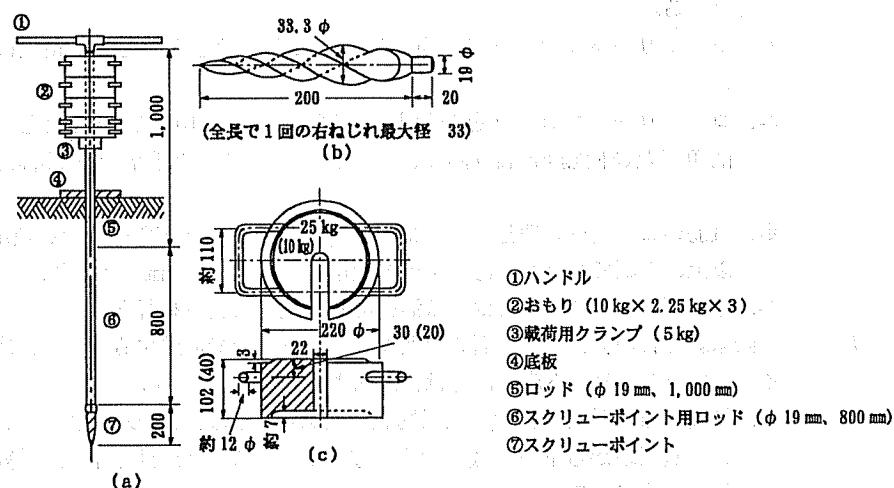


図 3.1.1 スウェーデン式サウンディング試験 (単位:mm)

割栗地業 割られた石が相互にかみ合い、一つの版のようになって、定着地盤の突固めを効果的に行うことを主な目的とする。割られた石とは、玉石の割られたもの及び碎石で、大きいものを表している。ただし、良質地盤においては、この地業を施すことにより地盤を乱し、かえって耐力を減ずることがあるから注意すること。

3.3 基礎工事

3.3.1 一般事項 1. 基礎は、1階の外周部及び内部耐力壁の直下に設ける。

2. 基礎の構造は、次のいずれかとする。

イ. 布基礎

ロ. 腰壁と一体になった布基礎

ハ. べた基礎

二. 基礎ぐいを用いた構造

3.3.2 布基礎 布基礎の構造は、次による。

1. 布基礎の構造は、一体の鉄筋コンクリート造とする。

2. 地面からの布基礎の立上がりは、400mm以上とする。

3. 布基礎の立上がりの厚さは120mm以上とし、底盤の厚さは150mm以上、幅は450mm以上とする。

また、根入れ深さは、地面より240mm以上とし、かつ、建設地域の凍結深度よりも深いもの、もしくは、凍結を防止するための有効な措置を講ずるものとする。

4. 基礎の配筋は、次による。

イ. 立上がり部分の主筋として径12mm以上の異形鉄筋を、立ち上がり部分の上端及び立ち上がり部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結させる。

ロ. 立上がり部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を縦に300mm以下の間隔で配置する。

ハ. 底盤部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を300mm以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結させる。

ニ. 換気孔を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置する。

べた基礎の構造または基礎ぐいを用いた構造は、次による。

1. べた基礎の構造及び基礎ぐいを用いた場合の基礎ばりの構造は、一体の鉄筋コンクリート造とする。

2. 地面からの立上がり部分の高さは400mm以上とする。

3. その他の構造方法については、構造計算によるものとし、特記による。

3.3.4 腰壁

1. 1階の浴室廻り（当該浴室に浴室ユニットを使用した場合を除く。）には、布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁若しくは鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設けるか、又は壁の軸組に対して防水上有効な措置を講じるものとする。

2. 便所、浴室廻り等で布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁とする場合は、次による。なお、鉄筋コンクリート造とする場合は、特記による。

イ. コンクリートブロックの品質は、JISA5406（建築用コンクリートブロック）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

ロ. 目地及び充てん用に用いるモルタルのセメント、砂の調合は、容積比にして1:3を標準とする。

ハ. コンクリートブロックは、布基礎の上に積上げるものとし、積上げ高は6段以内とする。

ニ. コンクリートブロックを補強する鉄筋の太さはD10又はφ9mmとし、縦筋については、隅角部及び間隔800mm以内に、横筋については、上端部及び間隔400mm以内に配筋する。

ホ. 縦筋の布基礎への埋込み長さは、異形鉄筋でフックがないものを使用する場合は400mm以上、丸鋼でフックがあるものを使用する場合は405mm以上とする。

ヘ. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。

3.3.5 土間コンクリート床

1階床組を行わず、1階全面を土間コンクリート床で形成する場合は、次による。

イ. 土間コンクリート床の高さは、地面より400mm以上とする。

ロ. 外周部布基礎沿いには、結露防止のため厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を布基礎天端から下方へ底盤の上端まで施工する。ただし、温暖地等においては、断熱材を省略できる。

- ハ. 凍土のおそれのある場合は、上記の断熱材の厚さを50mm以上とし、凍結深度以上貼り付ける。
- ニ. 土間コンクリート床の下層の盛土については、地盤面より2層にわけて行い、それぞれ十分締め固める。なお、盛土に使用する土は、有機性の土、活性の粘土及びシルト類を避け、これら以外のものとする。
- ホ. 盛土の上に目つぶし砂利を厚さ50mm以上敷きつめ十分締め固める。その上にJISA6930(住宅用プラスチック系防湿フィルム)、JISZ1702(包装用ポリエチレンフィルム)若しくはJISK6781(農業用ポリエチレンフィルム)に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを全面に敷く。
- ヘ. 土間コンクリート床は、厚さ120mm以上とし、その中央部にワイヤーメッシュ(径4mm以上の鉄線を縦横に間隔150mm以内に組み合わせたもの)を配する。

3.3.6 コンクリートの調合及び強度等

基礎に用いるコンクリートの調合及び強度等は、次による。

1. コンクリートは、JISA5308(レディーミクストコンクリート)に規定されたレディーミクストコンクリートとする。
2. 設計基準強度(Fc)及びスランプは、特記による。ただし、特記がない場合のFcは18N/mm²、スランプは18cmとし、呼び強度は、下表により指定する。

コンクリートの打ち込みから28日後までの期間の予想平均気温(℃)	15以上	10以上 15未満	2以上 10未満
呼び強度(N/mm ²)	18	21	24

3. 打込みに際しては、空げきの生じないよう十分な突き、たたきを行う。

3.3.7 鉄筋材料

1. 異形鉄筋および丸鋼は、JISG3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)又はJISG3117(鉄筋コンクリート用再生棒鋼)に適合するものとし、その種類、径などは特記による。
2. 鉄筋の径(d)は、異形鉄筋では呼び名に用いた数値、丸鋼では径とする。

3.3.8 アンカーボルト

1. アンカーボルトは、品質及び性能が明らかで良質なものとし、コンクリートへの埋込み長さは250mm以上とする。
2. アンカーボルトの埋設位置は、次による。

- イ. 筋かいを設けた耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ近接した位置
- ロ. 構造用合板等を張った耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ近接した位置
- ハ. 土台切れの箇所、土台継手及び土台仕口箇所の上木端部。なお、当該箇所が出隅部分の場合は、できるだけ柱に近接した位置とする。

- ニ. 上記イ、ロ及びハ以外の部分においては、間隔2.7m以内の位置

3. アンカーボルトに使用する座金は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。

3.3.9 床下換気

- 床下空間が生じる場合の床下換気措置は次による。ただし、3.4(基礎断熱工事)により基礎の施工を行う場合は、床下換気孔は設置しないこととする。

1. 外周部の布基礎には有効換気面積300cm²以上の床下換気孔を間隔4m以内ごとに設ける。
2. 床下換気孔にはねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンなどを堅固に取り付ける。
3. 外周部以外の室内的布基礎には、適切な位置に通風と点検に支障のない寸法の床下換気孔を設ける。

3.3.10 配管スリーブ

- 基礎を貫通して設ける配管用スリーブは、基礎にひび割れが生じない部分で、雨水が流入しない位置に設ける。

3.3.11 養生

1. コンクリート打込み終了後は、直射日光、寒気、風雨などをさけるため、シートなどを用いて養生する。
2. 普通ポルトランドセメントを用いる場合の型枠の存置期間は、気温15°C以上の場合は3日以上、5°C以上の場合は5日以上とする。なお、止むを得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行うとともに工事監理者がいる場合は、その指示を受ける。

3.3.12 天端ならし

- やりかたを基準にして陸墨を出し、布基礎の天端をあらかじめ清掃、水湿し、セメント、砂の調合が容積比にして1:3のモルタルなどを水平に塗りつける。

3.3.13 床下防湿

- 床下防湿措置は、次の1、2のいずれかによる。ただし、基礎の構造をべた基礎とした場合は、この限りではない。

1. 防湿コンクリートを施工する場合

イ. 床下地面全面に厚さ60mm以上のコンクリートを打設する。

ロ. コンクリート打設に先だち、床下地面は盛土し、十分突き固める。

2. 防湿フィルムを施工する場合

イ. 床下地面全面にJISA6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JISZ1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくはJSK6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。

ロ. 防湿フィルムの重ね幅は150mm以上とし、防湿フィルムの全面を、乾燥した砂、砂利又はコンクリート押えとする。

基礎の立上がりの高さ

3.3.2（布基礎）及び3.3.3（べた基礎・基礎ぐい）における立上がりの高さ「400mm以上」については、適用を受ける融資条件によっては、「240mm以上」とすることができる場合があります。詳しくは、4ページの「住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表」をご覧ください。

基礎の構造 住宅の基礎については、建築基準法施行令第38条第3項において「建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して建設大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。」と規定されており、平成12年5月23日付け建設省告示第1347号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」において、基礎の寸法、形状、鉄筋の配置の方法等が定められた。

本告示においては、下表のとおり、地盤に対応した基礎の種類を次のとおり定めているところであり、地震時のみならず通常の使用時においても基礎の不同沈下を防止するためには、地盤の許容応力度、土質、建設地の積雪条件等を十分考慮して慎重に設計を行い、基礎の種類、鉄筋の配置方法等を決定する必要がある。

地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度	基礎の種類
20kN/m ² 未満	基礎ぐいを用いた構造
20kN/m ² 以上30kN/m ² 未満	べた基礎又は基礎ぐいを用いた構造
30kN/m ² 以上	布基礎、べた基礎又は基礎ぐいを用いた構造

なお、本仕様書では、基礎ぐいを用いた構造、べた基礎を採用する場合にあたっては、建設地の状況や荷重条件を個別に把握し、構造計算等によって基礎の形状、鉄筋の配置方法等を決定し、その仕様を特記することとしている。

凍結深度 地中のある深さで土の温度がほぼ0℃となり、地盤の凍結が停止する位置を凍結線といい、地表から凍結線までの深さを凍結深度という。凍結深度については、建物の安全等を確保するため建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で定めている場合があるので寒冷地等においては建物の設計前に公共団体に照会する必要がある。

床下換気 床下は、地面からの湿気の蒸発等により湿気がたまりやすい場所となり、ナミダタケ（寒冷地）やワタグサレダケ（温暖地）による被害をもたらしている。これらの木材腐朽菌は、乾燥に弱いので床下の換気が十分できるよう、下記の点に注意して換気孔を設ける必要がある。なお、主旨は、4mの等間隔で機械的に換気孔を設ける事ではなく、柱の位置等にも配慮した上で4m以内の間隔で有効な床下換気が行えるようバランス良く換気孔を設置することにある。

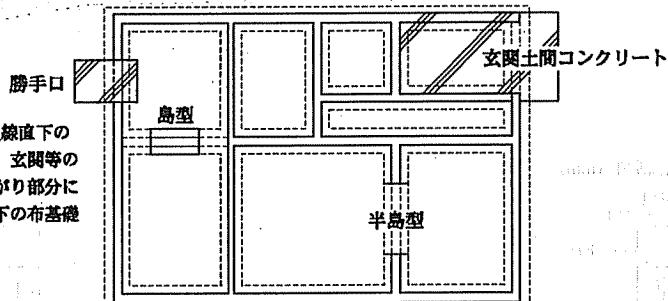
- (1) 床下のコーナー部は、換気不足（湿気のこもり）になりがちなのでその箇所に換気孔を設けるのが効果的である。
- (2) 床下が常に乾燥している状態を保つために換気孔はできるだけ高い位置に設ける。
- (3) 外周部布基礎の換気孔から雨水が流入しないように、換気孔下端は外下がりに勾配をつける。
- (4) 間仕切壁の下部が布基礎の場合は、通風、点検のために換気孔を必ず設ける。
- (5) 基礎を強固に保つため、換気孔回りは斜め筋等により有効に補強する。

なお、床下換気孔の形状は所要面積が確保されていれば問わないが、ねこ土台によって床下換気孔を確保する場合には、構造上支障が生じないようねこの部分の間隔、アンカーボルトの位置等について十分検討することが必要である。また、ねこの部分の材料については性能及び品質が明らかなものを使用するよう注意が必要である。

捨コンクリート 基礎底面を平らにならしたり、基礎の中心をマークしたりするなどのために捨て打ちするコンクリートのこと。

アンカーボルト アンカーボルトは建物（直接には土台）が風圧力や地震力を受けることによって基礎からはずれたり、風圧力で持ち上げられたりしないよう土台と基礎を緊結する重要な役目をもつものであるから、ボルトの埋込長さ、位置、土台との接合は正確に施工することが大切である。

参考図3.3.2 布基礎伏図

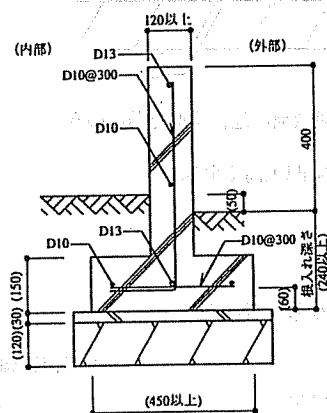


(注) 布基礎は、一体の鉄筋コンクリート造とし、特に耐力壁線直下の布基礎を島型や半島型にすることは好ましくない。なお、玄関等の出入口部分や床下点検口などの箇所で布基礎の立ち上がり部分に欠き込みを行う必要がある場合でも、欠き込み部分以下の布基礎を連続させておくことが望ましい。

参考図3.3.2 布基礎詳細 (mm)

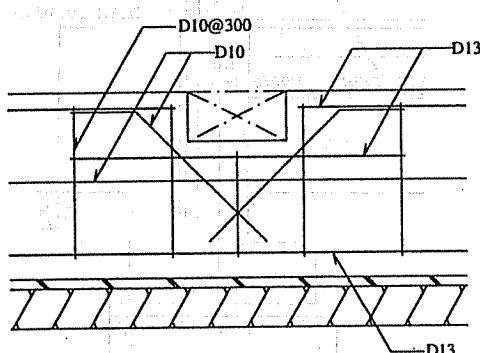
イ. 標準配筋図

イ. 標準配筋図 (mm)



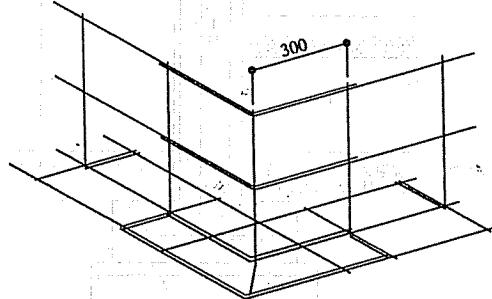
(注) 1. 布基礎各部の寸法のうち()内の寸法は一般的な参考例である。底盤の幅の決定にあたっては荷重条件及び地盤の地耐力等を勘案して適切なものとする。
2. 横筋のうち上下主筋はD13その他の横筋及び縦筋はD10とし、鉄筋の間隔は300mmとすることを標準とする。

ロ. 換気孔周りの補強



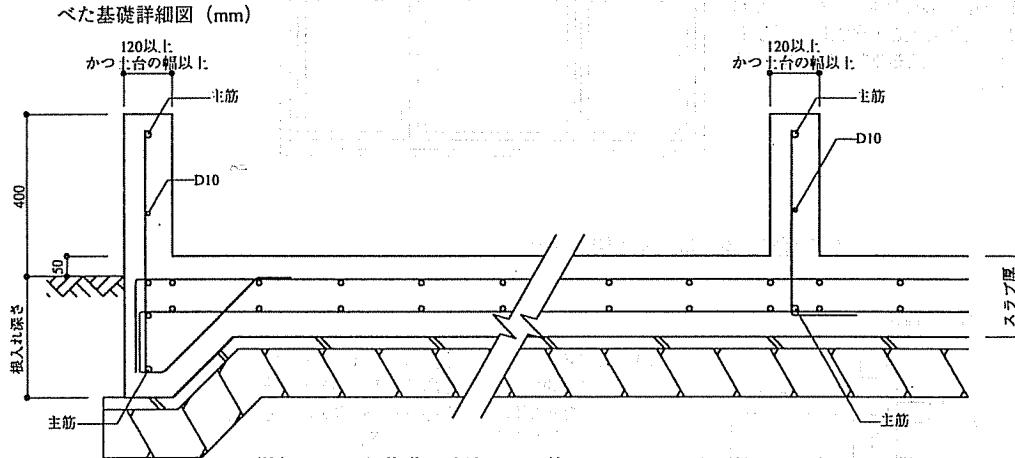
(注) 換気孔周りはD13の横筋及びD10の斜め筋により補強する

ハ. コーナー部補強



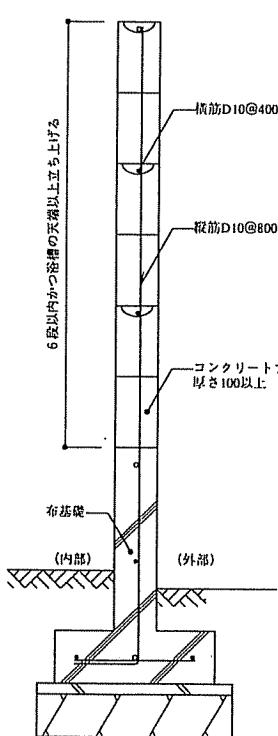
(注) 隅角部では各横筋を折り曲げた上直交する他方向の横筋に300mm以上重ね合せる

参考図3.3.3 ベた基礎の構造

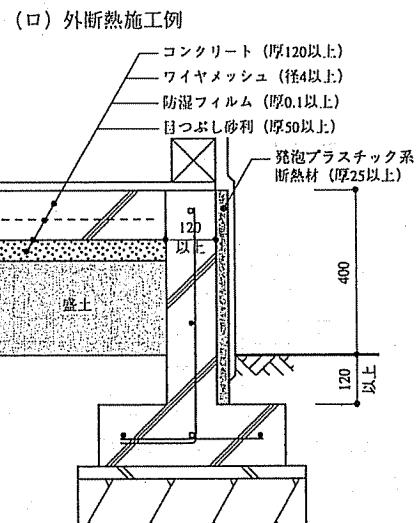
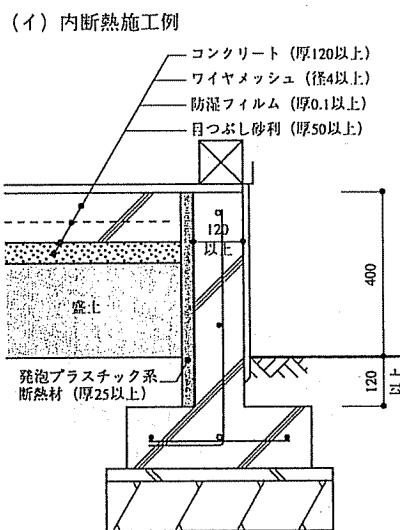


(注) 1. ベた基礎の寸法及び配筋については、建設敷地の地盤状況を勘案のうえ、構造計算により、決定すること。
2. 1階の床下地面は、建物周囲の地盤より50mm以上高くする。

参考図3.3.4 腰壁詳細 (mm)

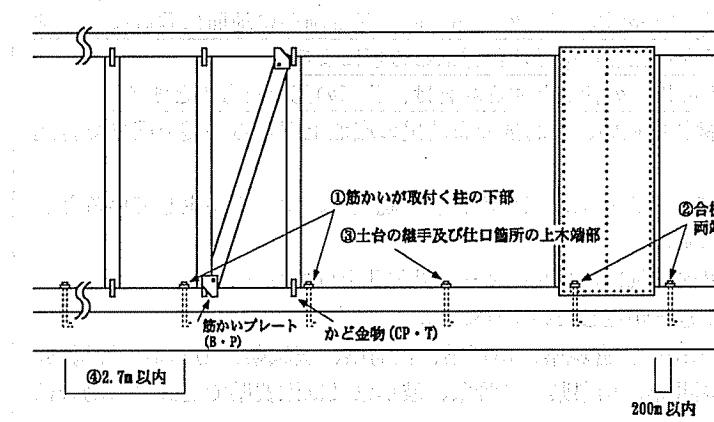


参考図3.3.5 土間コンクリート床



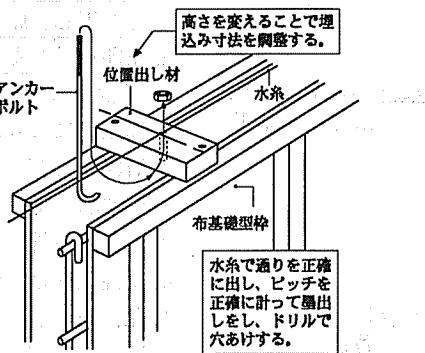
(注) 地中に埋める断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすいため、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況を十分勘案して詳細仕様を検討するよう注意が必要である。3.4 (基礎断熱工法) の解説 (断熱材の施工位置) を参照する。

参考図3.3.8-2 アンカーボルトの埋込位置



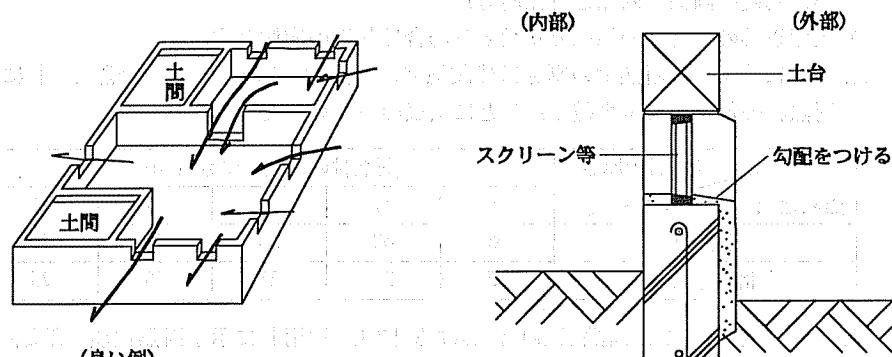
参考図3.3.8 アンカーボルトの据付方法

アンカーボルトを正確に埋設する方法として次の方法がある。

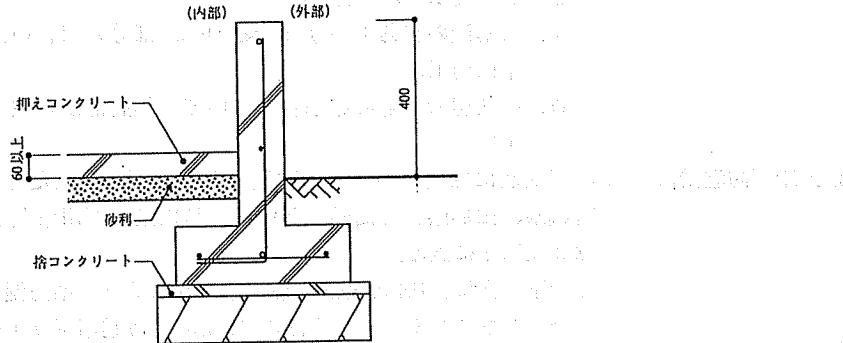


アンカーボルトは所定の位置に垂直に敷設されるように位置出し材を布基礎型枠に釘打ちしてアンカーボルトを据え付けてからコンクリートを打設するのが望ましい。

参考図3.3.9 床下換気



参考図3.3.13 床下防湿層押えコンクリート



3.4 基礎断熱工事

3.4.1 一般事項

1. 基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設けない工法）に係る仕様はこの項による。
2. ※印を付した項目に掲げるもの以外の仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。

3.4.2 基礎における 断熱材の施工

1. 断熱材は吸水性を有しない材料を使い、外周部の布基礎の底盤上端から基礎天端まで打込み工法により施工する。
2. 断熱材の縫目は、すきまがでないように施工する。型枠脱型後、すきまが生じているときは現場発泡断熱材などで補修する。
3. 基礎の屋外側に設ける断熱材が外気に接しないよう、外装仕上げを行う。
4. 基礎天端と土台との間にはすきまが生じないようにする。

3.4.3 断熱材の施工 位置

1. 北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県又は滋賀県で建設する場合は次のいずれかとする。

- イ. 基礎の内側
- ロ. 基礎の外側
- ハ. 基礎の両側（内側と外側両方）

2. 上記以外の都府県の地域で建設する場合は基礎の内側とする。

3.4.4 断熱材の厚さ

- ※1. 基礎に施工する断熱材の厚さは建設地域、断熱材の種類（「7. 断熱工事」における「7.4.2 断熱材の種類」に示す種類）ごとに次表の数値以上とする。

建設地域	断熱材の種類・厚さ (mm)				
	A	B	C	D	E
北海道	65	60	50	50	50
北海道以外	35	30	25	25	25

2. I～III地域（「7. 断熱工事」における「7.1.1 適用」に示す断熱性能の地域区分）において基礎を鉄筋コンクリート造のべた基礎とし、断熱材を基礎の内側に施工する場合には、次の部分について吸水性を有しない断熱材により断熱補強の施工（長さ450mm程度以上、厚さ20mm程度以上）を行う。

- イ. 布基礎の立ち上がり部分とのべた部分の取合い部において住宅内部に向かう部分（水平に施工）
- ロ. 間仕切壁下部の布基礎において、外周部から住宅内部に向かう部分の両側（垂直に施工）

3.4.5 床下防湿措置

- ※床下地面には次のいずれかの防湿措置を講ずる。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県以外の地域に建設する住宅では3又は4に限る。

1. 床下全面に、JIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくはJIS K 6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。なお、防湿フィルムの重ね幅は300mm以上とし、防湿フィルムの全面をコンクリート又は乾燥した砂で押え、押えの厚さは50mm以上とする。
2. 床下全面に厚さ100mm以上のコンクリートを打設し、その中央部にワイヤーメッシュ（径4mm以上の鉄線を縦横に間隔150mm以内に組み合わせたもの）を配する。なお、コンクリートの打設に先立ち、床下地面は盛土し、十分突き固める。
3. 鉄筋コンクリート造のべた基礎（厚さは100mm以上で防湿コンクリートを兼ねる）とする。
4. 布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆う。

基礎断熱工法における注意点

床断熱工法に替えて基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設けない工法）を採用する場合、次の点に注意する必要がある。

- (1) 床下換気孔が設置されなくなることから、床下空間に耐久性上支障が生ずるような水蒸気の滞留、結露の発生が起きないように、床下地面からの防湿を念入に行う。また、床下空間の空気質を室内と同質にし、床下における水蒸気の滞留を防止することも重要であり、例えば、床下に機械式強制排気設備を設置し、居室の空気を、床下経由で屋外に排出することなどは有効な手段のひとつである。
- (2) 地中に埋める断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすいため、本工法の採用に当たっては、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況等の実状を十分勘案の上決定する。
- (3) 床下空間の空気は外気ではなく、上部の居住空間の空気との交換が主となるため、床下空气中に防腐・防蟻薬剤が放散しないような工法、材料の選択をすることが望ましい。また、居住空間が高湿度となっている場合には、床下空間も高湿度となり、耐久性上支障となる結露やカビの発生を考えられるため、居住空間の温湿度の管理を適切に行う。
- (4) 排水管からの漏水や雨漏りによる雨水が床下空間に侵入した等の異常を認めた際には、速やかに対策を講ずる。
- (5) 床下の点検口等を使用して定期的に床下空間の点検を行う。

基礎における断熱材の施工

基礎の断熱材施工後、断熱材同士の間に隙間が生じていると熱的な弱点が生じ、耐久性上支障となる恐れのある結露が生ずる要因となる。したがって、型枠脱型後に、断熱材同士の間に隙間が生じている場合は、現場発泡ウレタン材などで補修することが必要である。

断熱材の施工位置

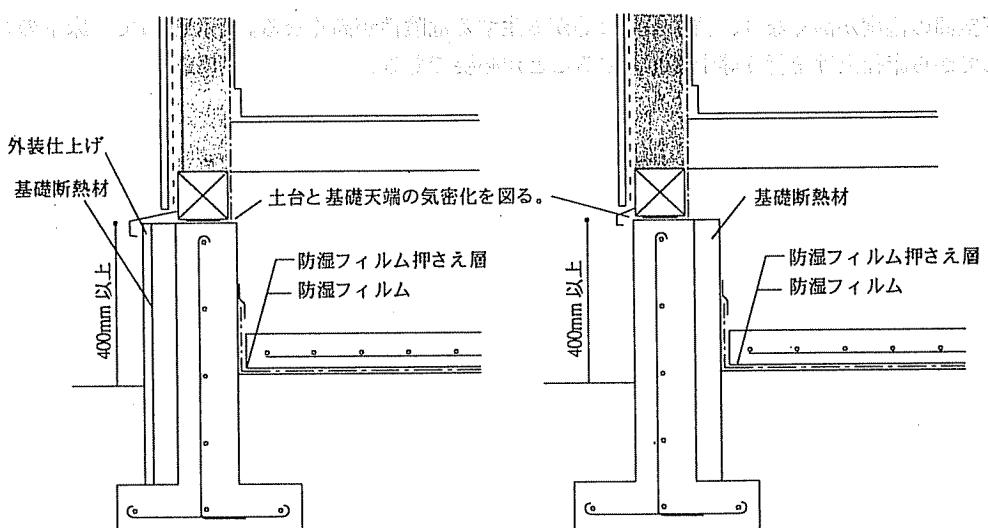
地中に埋める断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすく、断熱材を地中に埋め込む本工法の採用にあたっては、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況等の実状を十分勘案して、採用・不採用や詳細仕様を決定するよう十分な注意が必要である。特にイエシロアリの被害が想定される地域では、地中に埋め込んだ基礎の外側の断熱材が蟻道となる恐れが高いため、断熱材の施工位置を内側とする等の工夫が必要である。

一方、寒冷地でシロアリ被害が想定されない地域においては、基礎の耐久性と熱橋防止、また基礎の熱容量を活用するうえで、断熱材の施工位置を外側又は両側とすることが望ましい。

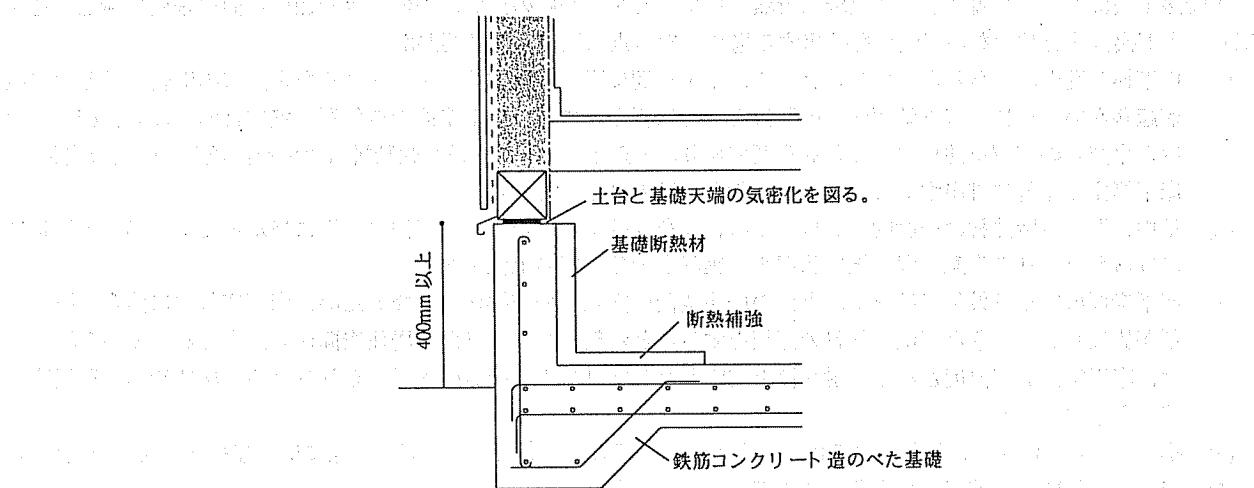
断熱材の厚さ

床下空間で耐久性上支障となる恐れのある結露が生ずる可能性を低くするため、基礎に施工する断熱材の必要厚さを設定している。なお、基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）、省エネルギー住宅工事割増を利用する場合には、断熱材の厚さをより厚くすることが必要となる場合があるので、それぞれ該当する仕様書を参照して厚さを決定するよう注意が必要である。

参考図3.4 基礎断熱工法（床下防湿フィルムによる仕様）



参考図3.4 基礎断熱工法（内側施工+べた基礎仕様）



べた基礎等による防蟻措置について

基礎断熱工法では、床下空間の空気は外気ではなく、上部の居住空間の空気との交換が主となるため、シロアリの被害が想定される地域では薬剤による土壌処理と同等以上の効力を有する工法として、3.4.5（床下防湿措置）の3又は4とする。

防湿フィルムの押え

床下防湿措置において、防湿フィルムを乾燥した砂で押える場合は、次の点に留意する。

1) 設計・施工上の留意点

- ①防湿フィルムの施工にあたっては、あらかじめ地面に飛散する木片等を除去した上、地面を十分締め固め、平滑にし、フィルムの上に乾燥した砂を全面かつ均一に敷きつめる。
- ②配管工事、木工事など、床下空間で作業を行う場合は、敷きつめた砂を乱さないように、また防湿フィルムが破損しないように十分注意する。
- ③地面やフィルム面、押え砂に木くず等が混入しないよう清掃を行う。
- ④施工時の天候に留意し、万一雨水等により地面が押え砂が濡れた場合は、十分乾燥させる。
- ⑤床組最下面と押え砂上面とは、300mm程度以上の床下空間を確保することが望ましい。

2) 維持管理上の留意点

- ①配管や床の修繕など、床下にて作業を行う際には、地盤防湿性能が低下しないよう、十分留意して行う。
- ②修繕等の工事で押え砂や防湿フィルムを取り除く場合は、工事施工後元通りに戻しておく。

コンクリートの乾燥

コンクリートを使用して床下防湿措置を講ずる場合、施工直後はコンクリート中に含まれた水分が蒸発することにより床下空間の湿度が高くなり、結露やカビ等が発生する危険性が高くなる。したがって、床下のコンクリートが十分乾燥してから床仕上げを行う等十分注意することが必要である。

3.5 地下室

- 3.5.1 一般事項 地下室は、良好な設計・施工によることとし、各部の仕様は特記による。
- 3.5.2 基礎壁 1. 地下室を設ける場合、その壁は基礎と一体の鉄筋コンクリート造とする。
2. 外周部基礎壁沿いには厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を基礎天端から貼り付け
る。凍上のおそれのある場合の断熱材の厚さは50mm以上とし凍結深度以上貼り付ける。

地下室の設計・施工 地下室の設計、施工にあたっては、平成12年6月1日施行の建築基準法施行令第22条の2及び平成12年5月31日付け建設省告示第1430号「地階における住宅等の居室に設ける開口部及び防水層の設置方法を定める件」において、下記のとおり技術的基準が定められているので、それに従い具体的な仕様を特記する必要がある。

1. 居室が次の(1)から(3)のいずれかに適合しているもの

(1)地下室の開口部が次の①、②のいずれかの場所に面しているとともに、換気に有効な部分の面積が、当該居室の床面積に対して1/20以上であること。

①イからニの全てに適合するからぼり

イ. 底面が開口部より低い位置にあり、雨水を排水する設備が設けられているもの

ロ. 上部が外気に開放されているもの

ハ. 地下室の外壁から、その壁に面するからぼりの周壁までの水平距離が1m以上で、開口部の下端からからぼりの上端までの垂直距離の4/10以上であること

ニ. 地下室の壁に沿った水平方向の長さが2m以上であり、かつ、開口部からの高さ以上であること

②開口部の前面に、当該住宅の建設敷地内で開口部の下端よりも高い位置に地面がない場所

(2)換気設備（建築基準法施行令第20条の2に規定するもの）を設置する。

(3)湿度調節設備を設置する。

2. 直接土に接する外壁、床、屋根には、次の(1)又は(2)のいずれか（屋根は(1)）に適合する防水措置を講じる。（ただし、常水面以上の部分にあっては、耐水材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎをする部分に防水措置を講ずる場合を除く。）

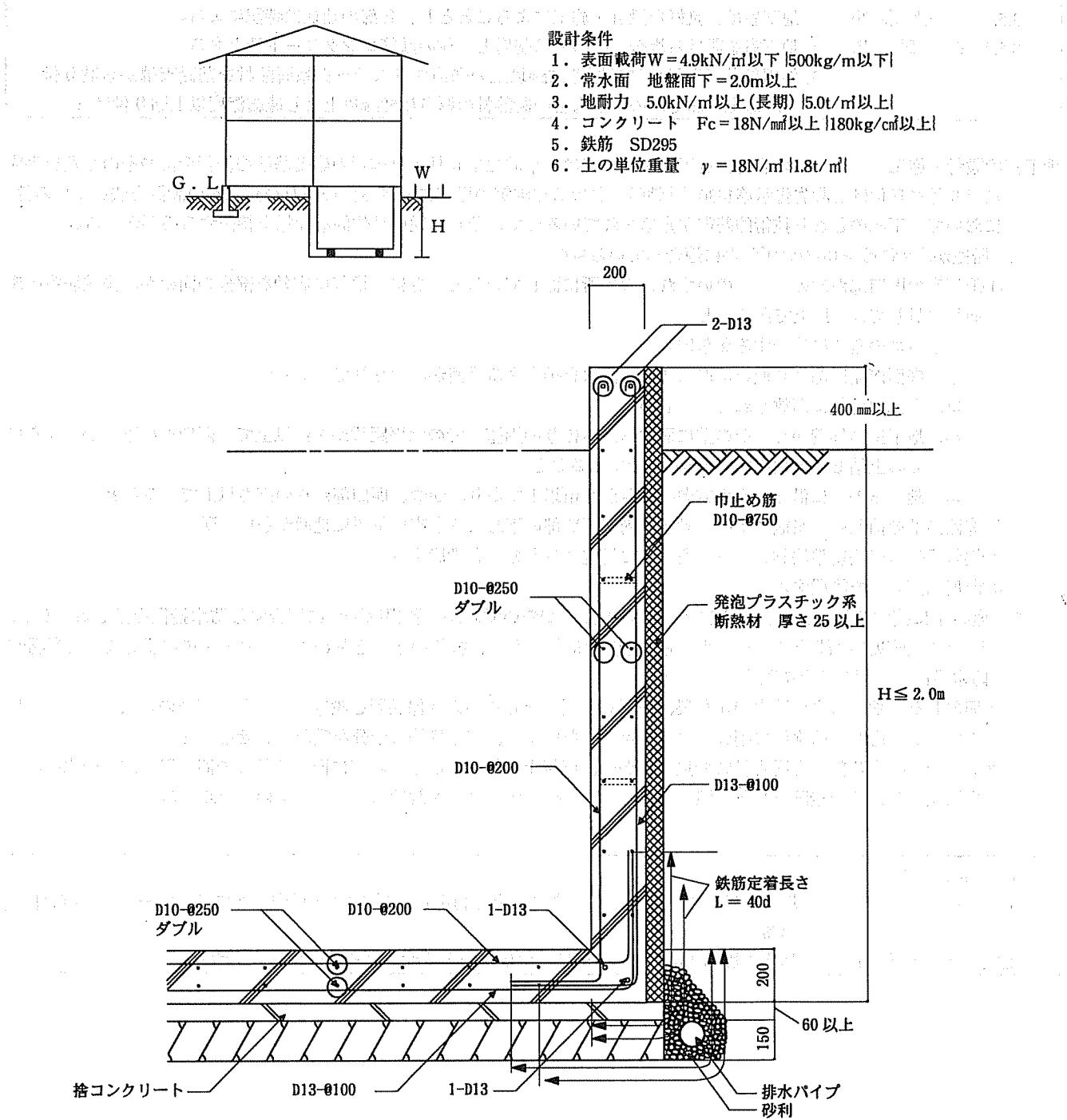
(1)埋戻しその他工事中に防水層がき裂、破断等の損傷をしないよう保護層を設ける。また、下地の種類、土圧、水圧の状況等に応じ、防水層に割れ、すき間が生じないよう、継ぎ目等に十分な重ね合わせをする。

(2)直接土に接する部分を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空隙（当該空隙に浸透した水を排水する設備が設けられているもの）を設ける。

3.6 埋戻し・地ならし

- 3.5.1 埋戻し 埋戻しは、根切り土のうち良質な土を利用し、厚さ300mm以内ごとにランマーなどで突き固める。
- 3.5.2 地ならし 建物の周囲1mまでの部分は、水はけをよくするように地ならしをする。

参考図3.5.2 基 础 壁



4. 木工事一般事項

4.1 材料

4.1.1 木材の品質

- 素材及び製材の品質は、日本農林規格(JAS)の制定がある場合は、この規格に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 木材は十分に乾燥したもの用い、構造材に用いる製材の品質は、針葉樹の構造用製材JAS若しくは広葉樹製材のJASに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- 造作用材に用いる製材の品質は、針葉樹の造作用製材のJASに規定する小節以上のものとする。木材の樹種は、下表に掲げる部所毎に特記する。ただし、土台に用いる木材は、以下のいずれかに該当するものとする。
 - 樹種をひのき、ひば、べいひのき、べいひば、こうやまき、くり又はけやきとする。
 - イ. に掲げる樹種を使用した構造用集成材とする。
 - JASに定める保存処理(K1を除く。)を行った木材とする。
 - JISA9108に定める土台用加圧式防腐処理木材とする。
 - JISK1570に定める加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材とする。
 - (社)日本木材保存協会認定の加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材とする。
 - イ. からヘ.以外のもので、工場においてあらかじめ防腐剤を用いて処理を施した木材で特記とする。

	部 位	特 記		部 位	特 記
軸組	土 台		床組	はり	
	火打土台			大引	
	柱(見えかがり)			根太	
	柱(見えがくれ)			火打ちばり	
	胴差			その他	
	けた			はり(丸太)	
造作材	筋かい		小屋組	はり(その他)	
	その他			もや	
積層材	生地表わし			たる木	
	表面塗装			その他	

4.1.3 集成材・単板積層材

- 構造用に用いる集成材の品質は、構造用集成材のJAS若しくは化粧ぱり集成柱のJASに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量がJASで定めるFco等級レベル以下のものとする。
- 造作用に用いる集成材の品質は、集成材のJASに適合する造作用集成材又はこれと同等以上の性能を有するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量がJASで定めるFco等級レベル以下のものとする。
- 構造用に用いる単板積層材の品質は、構造用単板積層材のJASに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量がJASで定めるFco等級レベル以下のものとする。
- 造作用に用いる単板積層材の品質は、単板積層材のJASに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量がJASで定めるFco等級レベル以下のものとする。

4.1.4 各種ボード類

- 合板の品質は、構造用合板若しくは普通合板等のJASに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量がJASで定めるFco等級レベル以下のものとする。
- 構造用パネルの品質は、構造用パネルのJASに適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量がJASで定めるFco等級レベル以下のものとする。

3. ハードボード、硬質木片セメント板、シージングボード、せっこうボード及びラスシートの品質は、それぞれの日本工業規格（JIS）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
4. パーティクルボード、MDF（ミディアム・デンシティ・ファイバーボード）の品質はそれぞれの日本工業規格（JIS）に適合するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放出量がそれぞれのJISで定めるE1等級レベル以下のものとする。

4.1.5 釘

1. 構造上重要な部分に用いる釘の品質は、JISA5508（くぎ）に規定する釘の種類のうち、鉄丸くぎ、せっこうボード用くぎ又はシージングインシュレーションファイバーボード用くぎに適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、その種類と寸法は下表による。ただし、特殊な部位に用いる釘についてはこの限りでない。

釘の種類及び寸法 単位mm

釘の種類	長さ	胴部径	頭部径	備考
N38	38	2.15	5.1	JISA5508
N45	45	2.45	5.8	鉄丸くぎ
N50	50	2.75	6.6	
N65	65	3.05	7.3	(頭部径は参考値)
N75	75	3.40	7.9	
N90	90	3.75	8.8	
N100	100	4.20	9.8	
GNF32	31.8	2.34	7.54	
GNF40	38.1	2.34	7.54	
GNF50	50.8	2.45	7.54	JISA5508
GNC32	31.8	2.34	7.54	せっこうボード用くぎ
GNC40	38.1	2.34	7.54	
SFN45	45	2.45	5.6	JISA5508
SN40	38.1	3.05	11.13	シージングインシュレーションファイバーボード用くぎ

2. 長さの表示のない場合の釘の長さは、打ち付ける板厚の2.5倍以上を標準とする。
3. 造作材の化粧面の釘打ちは、使用箇所及び工事の過程に応じて、隠し釘、釘頭に埋め木、釘頭つぶし、釘頭あらわし等とする。

4.1.6 諸金物

諸金物（接合金物）は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。

構造用製材のJAS 構造用製材のJASの規格は、建築構造用として使用される針葉樹の構造用製材を対象としており、その使用される部位や断面寸法によって、甲種（構造用Ⅰ）、甲種（構造用Ⅱ）、乙種の3種類に分かれる。甲種は主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用されるものであり、乙種は主として圧縮性能を必要とする部分に使用されるものである。また、乾燥基準を3区分とし、含水率15%以下を「D15」、20%以下を「D20」、25%以下を「D25」としている。したがって、構造用製材のJASに該当する製材を使用する場合は、この規格によることとし、この規格以外の製材を使用する場合は、製材などのJASによる。

土台に用いる樹種 防腐・防蟻処理木材には、主としてJISに定める土台用加压式防腐処理木材と、JASの保存処理木材（K1を除く）などがある。

平成7年4月1日に新たな構造用製材のJASが施行され、環境に配慮した保存処理木材への対応がなされている。この保存処理木材は、利用者の経済的利益と資材の有効利用に資するものである。また、同規格は、廃材処理を考慮して、再利用が容易なものや環境に負荷がかからないものなど選択の幅が広がったものとなっている。（「4.3.4薬剤による工場処理」の解説部分（加压式防腐・防蟻処理材）参照。）

また、同等の性能を有するものとして、認証木質建材（AQマーク表示品）として認証された保存処理材などがある。

参考図4.1.2部位別使用樹種等例

部 位		参考（一般的に用いられる樹種例）
土 台		ひのき・べいひのき・ひば・べいひば・こうやまき・くり・けやき 保存処理製材・土台用加压式防腐処理木材
軸 組	火 打 土 台	すぎ・べいまつ・べいつが・ひのき・ひば・からまつ
	柱（見えがかり）	ひのき・すぎ・べいつが・化粧ぱり構造用集成柱
	柱（見えがくれ）	すぎ・べいつが
組	胴 差	あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが・すぎ・からまつ
	け た	あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが・すぎ・からまつ
	す じ か い	すぎ・べいつが
そ の 他		すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが

床組	はり 大根 火打ばり その他のり	あかまつ・くろまつ・べいまつ・からまつ・べいつが ひのき・すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・からまつ・べいつが すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが・からまつ すぎ・べいまつ・べいつが すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが・からまつ
小屋組	はり(丸太) はり(その他)	あかまつ・くろまつ・べいまつ あかまつ・くろまつ・べいまつ・からまつ
	母屋 たるき	すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが・からまつ すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが・からまつ
造作材	生地表わし	ひのき・すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが スプルース・防虫処理ラワン・化粧ぱり造作用集成材
	表面塗装	すぎ・あかまつ・くろまつ・べいまつ・べいつが・スプルース・防虫処理ラワン

木材の耐腐朽・耐蟻性 住宅に用いる木材は耐腐朽性は勿論のこと、耐蟻性の高いものを選択することが建物を長もちさせるための重要なポイントである。特に、土台は、その環境から考えると、日本の大部分の地域において、腐朽菌とシロアリの被害を常に受ける可能性をもっている。樹種の選択にあっては、耐腐朽性・耐蟻性の高い樹種を選択することが望ましい。

また、木材の耐腐朽性・耐蟻性はどの樹種にあっても、心材又は心持材にあり、辺材にあてはまらない。辺材を使用する場合は防腐・防蟻処理を行うことが望ましい。

耐腐朽性・耐蟻性の心材比較表

種類	樹類
耐腐朽性・耐蟻性が大のもの	ひば・こうやまき・べいひば
耐腐朽性が大、耐蟻性が中のもの	ひのき・けやき・べいひのき
耐腐朽性が大、耐蟻性が小のもの	くり・べいすぎ
耐腐朽性・耐蟻性が中のもの	すぎ・からまつ
耐腐朽性が中、耐蟻性が小のもの	べいまつ・ダフリカからまつ
耐腐朽性・耐蟻性が小のもの	あかまつ・くろまつ・べいつが

木材の乾燥・ひび割れ 木材は、保存上や強度上の点などから乾燥が第一である。未乾燥の木材は、乾燥過程において、木口割れやひび割れを生じやすい。未乾燥材を構造材として使用してひび割れが生じた場合、その位置や状態によっては、耐力が低下し、建てつけ不良等の原因となる。なお、乾燥が十分でないと認められる場合は、ひび割れ予防液を塗布する等の措置を講ずることが望ましい。また、各接合部に木材の乾燥状態を考えずに、金物による補強を行っても、木材の乾燥とひび割れ状態によって、木材と金物の間に隙間ができる接合部がゆるんでしまう場合がある。接合部分の木材が十分乾燥していることを確かめたうえで、金物による補強を行うことが最良の方法である。

集成材 集成材には、次の4種類があり、その使用に際しては、規格に注意し、それぞれの用途に応じて使用すること。

- (1) 造作用集成材 ひき板若しくは小角材等を集成接着した素地のままの集成材である。ひき板の積層による素地の美観を表わした階段板、壁パネル、カウンター等の利用の他、集成接着した材の表面にみぞ切り取り加工等を施し、てすり、敷居、かもい等、主として内部造作に用いられるものをいう。
- (2) 化粧ぱり造作用集成材 ひき板若しくは小角材等を集成接着した素地の集成材の表面に美観を目的として化粧薄板を貼り付けたなげし、回り縁、かもい、落し掛け、上りがまち、踏板、笠木、カウンター、どこがまちなど主として構造物の内部造作用に用いられるものをいう。
- (3) 化粧ぱり構造用集成柱 ひき板を積層し、その表面に美観を目的として薄板をはり付けた集成材のうち、主として在来軸組工法住宅の柱材として用いるもの(横断面の一辺の長さが90mm以上、135mm以下のものに限る。)をいう。
- (4) 構造用集成材 大断面、中断面、小断面のものがあり、それぞれ所要の耐力の確保を目的として、ひき板を積層接着した通直あるいは湾曲形状の集成材で、構造耐力上主要な部分である柱、梁(桁)、アーチなどに用いられるものをいう。

構造用合板 合板とは、木材を薄くむいた1.5mm~5.5mmの单板を繊維方向に1枚毎に直交させ、奇数枚を接着剤で貼り合せて1枚の板としたもので、3枚、5枚、7枚、9枚合せなどがある。合板はその使用される部位、用途により多くの種類に分類されている。建築物の構造上及び耐久性上、主要な部分に使用されるものとして開発されたものを「構

「造用合板」という。構造用合板の品質等については、JASに規定されており、強度の等級は、「1級」と「2級」がある。2級は木造住宅の耐力壁、屋根下地、床下地等いわゆる下張りに使用されるものを対象としており、1級は2級で対象としているもののほか、強度を計算して使用されるものを対象としている。いずれも所定の強度試験に合格する必要がある。

このように、構造用合板は建築物の構造上の主要な部分に使用されていることから建物の耐久性に直接関係するもので、他の合板に比べて高い接着性能が要求される。JASには接着性能を示す「接着程度」として、「特類」と「1類」の2種類がある。

特類は屋外又は常時湿潤な状態にある場所に使用されるものを対象としており、接着剤はフェノール樹脂と同等以上の性能を有するものが使用される。また、1類は屋内において使用されるものを対象とし、接着剤はメラミン・ユリア共縮合樹脂と同等以上の性能を有するものが使用される。なお、いずれの場合も所定の接着性能試験に合格する必要がある。

ホルムアルデヒドの放散量に関する規格

普通合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、特殊合板、難燃合板、防炎合板、構造用パネル、集成材、構造用集成材、フローリング、単板積層材及び構造用単板積層材のJAS規格においては、当該合板などの空気中へのホルムアルデヒドの放散量に関する等級（Fc₀、Fc₁、Fc₂）が定められている。

【普通合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、特殊合板、難燃合板、防炎合板、構造用パネル、フローリング、単板積層材及び構造用単板積層材】

区分	ホルムアルデヒド放散量	
	平均値	最大値
Fc ₀ （旧等級のF ₁ に相当）	0.5mg/l 以下	0.7mg/l 以下
Fc ₁	1.5mg/l 以下	2.1mg/l 以下
Fc ₂ （旧等級のF ₂ に相当）	5.0mg/l 以下	7.0mg/l 以下

【集成材、構造用集成材】

区分	ホルムアルデヒド放散量	
	平均値	最大値
Fc ₀	0.5mg/l 以下	0.7mg/l 以下
Fc ₁	1.5mg/l 以下	2.1mg/l 以下
Fc ₂	3.0mg/l 以下	4.2mg/l 以下

同様にパーティクルボードはJISA5908、MDF（ミディアム・デンシティ・ファイバーボード）はJISA5905において、空気中へのホルムアルデヒドの放出量に関する等級を次のように区分しており、等級表示が義務付けられている。

区分	記号	ホルムアルデヒド放出量
E ₀ タイプ	E ₀	0.5mg/l 以下
E ₁ タイプ	E ₁	1.5mg/l 以下
E ₂ タイプ	E ₂	5.0mg/l 以下

なお、特殊合板のように表面処理をしているものや、素地で使用することが少ないパーティクルボード等について表面を塗装したものや他の材料で被覆したもののからのホルムアルデヒドの放散量については、JAS、JISにおける表示数値よりも少ないと確認されている。

諸金物（接合金物） 木造軸組工法において、土台と基礎や軸組相互の端部などの構造耐力上主要な部分である継手や仕口を緊結することは、存在応力を有効に伝達するために重要であり、建築基準法施行令においても同様の規定がなされている。また、木造住宅を中心に甚大な被害が生じた平成7年1月の「阪神・淡路大震災」における「木造住宅等震災調査委員会」などの各種の被害調査結果によれば、各接合部の緊結不良が被害要因の1つとして指摘されており、今後当該部分を含めて適切な設計・施工を推進していくことが提言されている。

接合部を効率よく緊結するための手段の1つに接合金物を使用する方法があるが、この接合金物は存在応力を有効に伝達するために、その品質及び耐力等の性能が明らかで良質なものを選択することが重要である。このような接合金物の一例として（財）日本住宅・木材技術センターが定める軸組工法用金物規格に適合するもの（Zマーク表示金物）及びその同等品があるが、これら以外にも昨今の技術開発により様々な金物が開発されているので、建築主及び設計・施工者で打ち合わせの上、良質な金物を選択することが重要である。次ページより、Zマーク表示金物の一覧表を掲載するので参考にされたい。

参考図4.1.6 Zマーク表示金物

接合金物		
種類・記号	形状・寸法(単位:mm) 使用接合具	用途・使い方
柱脚金物 PB-33 PB-42	<p>【寸法・形状】</p> <p>PB-33 PB-42</p> <p>【使用接合具】 六角ボルト M12×110 全ねじボルト M12×115</p>	<p>【用途】玄関の独立柱等の柱脚支持</p> <p>【使い方】</p> <p>PB-33 PB-42</p>
短さく金物 S	<p>【寸法・形状】</p> <p>L : 300, 330, 360, 390, 420, 450</p> <p>【使用接合具】 六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 スクリューくぎ ZS50</p>	<p>【用途】1、2階管柱の連結、胴差相互の連結等</p> <p>【使い方】</p> <p>横架材 短さく金物 S 通し柱</p>
ひら金物 SM-12 SM-40	<p>【寸法・形状】</p> <p>SM-12 SM-40</p> <p>【使用接合具】 太めくぎ ZN65</p>	<p>【用途】 SM-40 管柱の連結等</p> <p>【使い方】</p> <p>柱 横架材 ひら金物 SM-40 筋かい 柱 SM-40</p>
かね折り金物 SA	<p>【寸法・形状】</p> <p>L : 210, 240, 270, 300, 345</p> <p>【使用接合具】 六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 スクリューくぎ ZS50</p>	<p>【用途】 通し柱と胴差の取合い</p> <p>【使い方】</p> <p>六角ボルト M12 かね折り金物 SA スクリューくぎ ZS50 胴差 通し柱</p>

注) 各金物の短期許容剪断耐力は巻末の参考資料(付録I)による。

接合金物		
種類・記号	形状・寸法(単位mm) 使用接合具	用途・使い方
ひねり金物 ST (右ひねりのみ)	<p>【寸法・形状】</p> <p>ST-9, ST-12 ST-15</p> <p>【使用接合具】 太めくぎ ZN40</p>	<p>【用途】たるきと軒げた、または、もやとの接合</p> <p>【使い方】</p> <p>ひねり金物 ST-9, ST-12</p>
折曲げ金物 SF (右ひねり及び 左ひねり)	<p>【寸法・形状】</p> <p>右ひねり 左ひねり</p> <p>【使用接合具】 太めくぎ ZN40</p>	<p>【用途】ひねり金物と同様の用途</p> <p>【使い方】</p> <p>折曲げ金物 SF (右ひねり) SF (右ひねり)</p> <p>折曲げ金物 SF (左ひねり) SF (左ひねり)</p>
くら金物 SS	<p>【寸法・形状】</p> <p>【使用接合具】 太めくぎ ZN40</p>	<p>【用途】ひねり金物と同様の用途</p> <p>【使い方】</p> <p>くら金物 SS</p> <p>SS 軒先側の取付け例 SS 棟側の取付け例</p>
かど金物 CP・L CP・T	<p>【寸法・形状】</p> <p>CP・L CP・T</p> <p>【使用接合具】 太めくぎ ZN65</p>	<p>【用途】引張りをうける柱と土台・横架材の接合</p> <p>【使い方】</p> <p>CP・T CP・L</p>

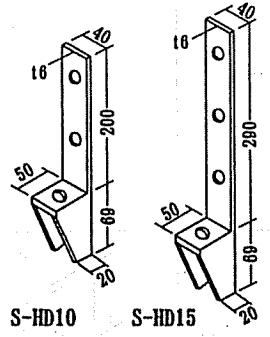
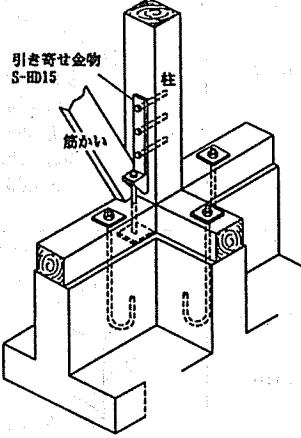
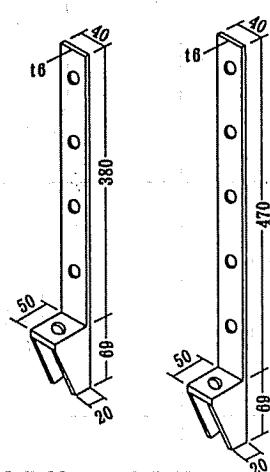
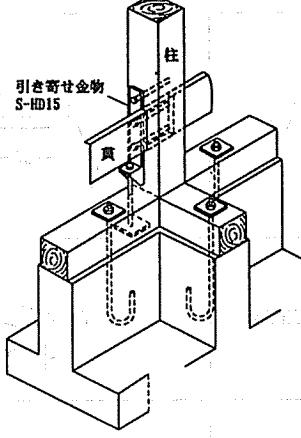
接合金物

種類・記号	形状・寸法(単位mm) 使用接合具	用途・使い方
山形プレート VP	<p>【寸法・形状】</p> <p>【使用接合具】 太めくぎ ZN90 8本</p>	<p>【用途】かど金物と同様の用途</p> <p>【使い方】</p>
羽子板ボルト SB-F SB-E	<p>【寸法・形状】</p> <p>【使用接合具】 六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 スクリューくぎ ZS50 (仮留め用)</p>	<p>【用途】小屋ばりと軒げた、はりと柱、軒げたと柱、胴差と通し柱の連結</p> <p>(注) この他に、仮止め用のくぎ穴のないSB-E2、SB-F2がある。</p> <p>【使い方】</p>
火打金物 HB	<p>【寸法・形状】</p> <p>【使用接合具】 六角ボルト M12 六角ナット M12 角座金 W4.5×40 小型角座金 W2.3×30</p>	<p>【用途】床組及び小屋組の隅角部の補強</p> <p>【使い方】</p> <p>(a) 繋 材面から 踏ん張り 700 700</p> <p>(b) 水平に 柱太 2階床組</p>
筋かいプレート BP	<p>【寸法・形状】</p> <p>【使用接合具】 角根平頭ボルト M12 小型角座金 W2.3×30 六角ナット M12 太めくぎ ZN65</p>	<p>【用途】筋かいを柱と横架材に同時に接合</p> <p>(注) 筋かい断面寸法 30 mm × 90 mm に使用する。</p> <p>【使い方】</p>
筋かいプレート BP-2	<p>【寸法・形状】</p> <p>【使用接合具】 角根平頭ボルト M12 小型角座金 W2.3×30 六角ナット M12 スクリューくぎ ZS50</p>	<p>【用途】筋かいを柱と横架材に同時に接合</p> <p>(注) 筋かい断面寸法 45 mm × 90 mm に使用する。</p> <p>【使い方】</p>

接合金物

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用接合具	用途・使い方
ホールダウン金物 (引き寄せ金物)	HD-B10		六角ボルト (2-M12) 又は ラグスクリュー (2-LS12)	【用途】柱と基礎(土台) 又は、管柱相互の緊結 【使い方】
	HD-B15		六角ボルト (3-M12) 又は ラグスクリュー (3-LS12)	
	HD-B20		六角ボルト (4-M12) 又は ラグスクリュー (4-LS12)	
	HD-B25		六角ボルト (5-M12) 又は ラグスクリュー (5-LS12)	
	HD-N5		太めくぎ (5-ZN90)	【用途】柱と基礎(土台) 又は、管柱相互の緊結 【使い方】
	HD-N10		太めくぎ (10-ZN90)	
	HD-N15		太めくぎ (15-ZN90)	
	HD-N20		太めくぎ (20-ZN90)	
	HD-N25		太めくぎ (25-ZN90)	

接合金物

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用接合具	用途・使い方
ホールダウン金物 (引き寄せ金物)	S-HD10		六角ボルト (2-M12) 又は ラグスクリュー (2-LS12)	<p align="center">【用途】柱と基礎(土台) 又は、管柱相互の緊結</p> <p align="center">【使い方】</p> 
	S-HD15		六角ボルト (3-M12) 又は ラグスクリュー (3-LS12)	
	S-HD20		六角ボルト (4-M12) 又は ラグスクリュー (4-LS12)	
	S-HD25		六角ボルト (5-M12) 又は ラグスクリュー (5-LS12)	

接合具					
種類	記号	形状・寸法(単位mm)	種類	記号	形状・寸法(単位mm)
太めくぎ	ZN40 ZN65 ZN90		座金付きボルト	M16W	
スクリュームくぎ	ZS50		角座金	W4.5×40	
六角ボルト・六角ナット	M12				
	M12			W9.0×80	
	M16				
	M16			RW9.0×90	
六角袋ボルト・全ねじボルト	M12×115 M12		かすがい	C120	
角根平頭ボルト	M12			C150	
平くぎ	ZF55		手違いかすがい	CC120	
アンカーボルト	A			CC150 (右ひねり および左 ひねり)	
	A-60 A-70				

4.2 指定寸法・仕上げ・養生

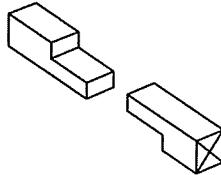
- 4.2.1 指定寸法 木材の断面を表示する指定寸法は、ひき立寸法とする。ただし、造作材の場合で寸法線が記入されているものは、仕上がり寸法とする。
- 4.2.2 仕上げその他
- 構造材に丸太を使用する場合は、すべて皮はぎ材とする。
 - 見えがかりは、すべてカンナ削り仕上げとする。
 - 土台、けたなどで継ぎ伸しの都合上、やむを得ず、短材を使用する場合の長さは、土台にあっては1m内外、その他にあっては2m内外とする。
 - 継手及び仕口を明示していない場合は、一般慣用の工法による。ただし、工事監理者がいる場合は、その指示による。
- 4.2.3 養生 工事中に汚染や損傷などの恐れのある場合は、とのこ塗、紙張り、板あて及びその他適当な方法により養生する。

ひき立寸法 ひき立寸法とは、木材の製材時点での寸法である。従って、木材の乾燥による収縮やカンナ掛けなどの仕上げ工程により、通常、実際の仕上がり寸法はひき立寸法より若干小さくなる。

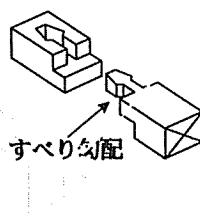
継手と仕口 木材の接合部は、大別して継手と仕口になる。

- (1) 継手 部材を長さ方向に接続する接合部を継手といい、木構造においては継手は最大の弱点となる。従って、継手が平面的にも立体的にも1カ所に集中することは、構造物の耐力が低下するので、継手の位置は乱に、つまり「ちどり」に配置した方がよい。
- 継手の種類はきわめて多いが、現在木造住宅に使われているものとして次のような継手がある。
- (イ) 突付け継ぎ 二つの部材の木口を突付け、その両側に木又は鉄板の添え板をあて、ボルト締め又はくぎ打ちするもので添え板継ぎともいう。
- (ロ) 相欠き継ぎ 二つの材を段形に欠き込み、ボルト締め又は釘打ちとする。
- (ハ) 腰掛けあり継ぎ 通常、土台や軒げたなどの継手に用いられる。
- (二) 台持継ぎ 大ばりなどの継手に用いられる工法で、柱上又はけた上に継手を設け、二つの部材を重ね合わせてボルト締めとする場合が多い。
- (ホ) 腰掛けかま継ぎ 腰掛けあり継ぎとほとんど同様に用いられる。
- (ヘ) 追掛け大せん継ぎ 脊差、軒げたなどに多く用いられる。引張力にも強いがその継手の位置はなるべく柱に近く、かつ、柱を避けたところに設けるようにする。
- このほか、あまり力を受けない継手に用いられる工法として、そぎ継ぎなどがある。

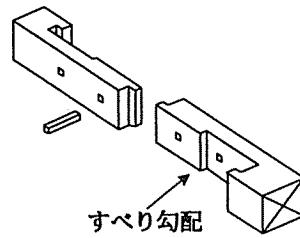
相欠き継ぎ・腰掛け継ぎ



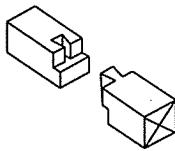
腰掛けかま継ぎ



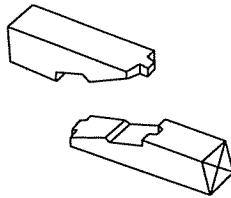
追掛け大せん継ぎ



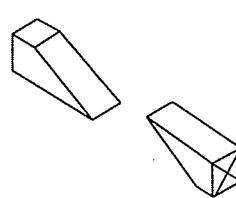
腰掛けあり継ぎ



台持継ぎ

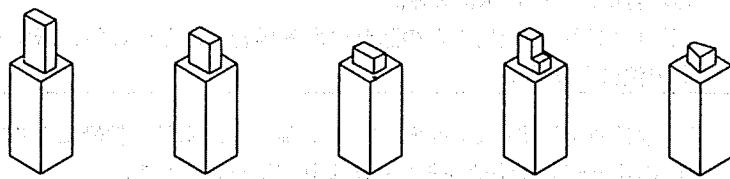


そぎ継ぎ



- (2) 仕口 二つ以上の部材が直角、あるいはある角度をなして結合される場合、その結合部分を仕口という。仕口の一種にはほぞ差し工法がある。これは柱又は横架材にほぞ穴をつけ、これにほぞ加工した材をさし込み、くさび締、釘、込み栓などによって結合する方法である。ほぞには、平ほぞ、長ほぞ、短ほぞ、小根ほぞ、扇ほぞなどがある。いずれの場合でも、材の断面がかきとられるが、断面欠陥が大きくなる場合、例えば、一本の柱に四方から横架材が取り付けられるような場合には、柱の断面を大きくするとか、あるいは適当な金物によって補強することが必要である。

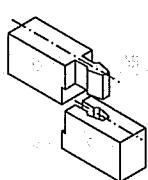
ほぞの種類



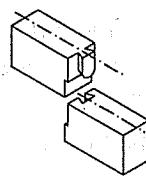
長ほぞ 平ほぞ 短ほぞ 小根ほぞ 扇ほぞ

プレカットによる継手・仕口 プレカット (Pre-cut) とは、「あらかじめ、切断すること。」の意味で、軸組工法の柱や横架材の継手、仕口を機械で加工する方式をいう。

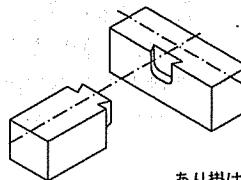
代表的な継承の例



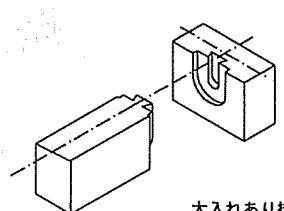
腰掛けかま緒ぎ



腰掛けあり縫ぎ



あり掛け



大入れあり掛け

4.3 防腐・防蟻措置

- 4.3.1 適用 1. 木部の防腐・防蟻措置（北海道及び青森県にあっては防腐措置のみ。以下同じ）は、ひのき、ひば、べいひば、べいひのき、こうやまき、けやき、台湾ひのき、すぎ、からまつのある樹種若しくは、これらの樹種を使用した集成材を用いるか、又は薬剤による防腐・防蟻処理を行うことによるものとする。
2. 地面に講じる防蟻措置は、べた基礎とする、地面を一様に打設したコンクリート（布基礎と鉄筋により一体となったものに限る。）で覆う、または、薬剤による土壤処理を行うことによるものとする。
ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県においては、地面に講ずる防蟻措置を省略することができる。
- 4.3.2 防腐・防蟻措置を講ずる部分 1. 防腐・防蟻措置を講ずる木部は、次による。
イ. 土台（木口、ほぞ及びほぞ穴を含む。）
ロ. 外壁部の柱・間柱（木口及びほぞを含む。）、筋かい（筋かいの代わりに合板等を使用する場合は、これを含む。）及び下地板（胴縁を含む。）のうち、地面からの高さ1m以内の部分。ただし、柱にあっては、室内の見えがかり部分を除く。
ハ. 浴室（浴室ユニットを除く。）にあっては、壁の軸組（胴縁及び下地板を含む。）、天井下地板及び床組（床下地板・根太掛け等を含む。）
ニ. 台所及び洗面所等の水がかりとなるおそれのある箇所の壁の軸組（胴縁及び下地板を含む。）及び床組（床下地板・根太掛け等を含む。）
2. 防蟻のため土壤処理を施工する箇所は、外周部布基礎の内側及び内部布基礎の周辺20cm並びに束石等の周囲20cm以上とする。
- 4.3.3 薬剤による現場処理 1. 薬剤による現場処置を行う場合の薬剤の品質は、次による。
イ. 木部の防腐措置に使用する薬剤の品質は、JISK1570（木材防腐剤）に適合するクレオソート油の規格品もしくは(社)日本木材保存協会（以下、「木材保存協会」という。）認定の防腐剤とする。
ロ. 木部の防腐措置及び防蟻措置に使用する薬剤の品質は、(社)日本しろあり対策協会（以下「しろあり協会」という。）もしくは木材保存協会認定の防腐・防蟻剤とする。
ハ. 土壤の防蟻処理に使用する薬剤の品質は、しろあり協会認定の土壤処理剤、若しくは、木材保存協会認定の土壤処理用木材防蟻剤とする。
ニ. 土壤処理と同等以上の効力があるものとして、防蟻効果を有するシートを床下の土壤表面に敷設する工法や樹脂皮膜を形成する方法等を採用する場合は、しろあり協会の認定工法とする。
2. 薬剤を使用した場合の木材の処理方法は、特記による。特記がない場合は次による。
イ. 塗布、吹付、浸漬に使用する薬剤の量は、木材及び合板の表面積1m²につき300mlを標準とする。
ロ. 処理むらが生じることのないようイの薬剤の範囲内の量で、2回処理以上とする。
ハ. 木材の木口、仕口、継手の接合箇所、亀裂部分、コンクリート及び石などに接する部分は、特に入念な処理を行う。
3. 前1のロ及びハの薬剤を使用する場合の処理方法は、しろあり協会制定の標準仕様書に準じる。
- 4.3.4 薬剤による工場処理 1. 薬剤による工場処理に係る防腐・防蟻処理剤を用いる場合は、次による。
イ. JASの保存処理（K1を除く）の規格に適合するものとする。
ロ. JISA9108（土台用加圧式防腐処理木材）の規格に適合するものとする。
ハ. JISK1570に定める加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材
ニ. 木材保存協会認定の加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材とする。
2. 現場の加工、切断、穿孔箇所等は、4.3.3（薬剤による現場処理）の2に準じて、塗布あるいは吹付け処理を行う。
- 4.3.5 その他 給排水用の塩化ビニル管の接する部分に防腐・防蟻措置を講ずる場合は、薬剤によって損傷しないよう管を保護する。

ひのき、ひば等の耐腐朽性・耐蟻性の大きい樹種

耐腐朽性・耐蟻性の大きい樹種としては、ひのき、ひばの他、べいひば、こうやまき、けやき、べいひのき等があるが、いずれの場合も心材又は心持材を使用することが望ましい。また、心持材を使用する場合にあっては、辺材部分を防腐・防蟻処理することが望ましい。

加圧式防腐・防蟻処理木材 加圧式防腐・防蟻処理木材は、工場において、注葉罐中におかれた木材に薬液を加圧して注入する方法によって製造される。この処理木材は、加圧式防腐・防蟻処理土台として市販されているが、JAS製品については、つぎの4種類があり、それぞれ性能区分が示されている。

表示の方法	性能区分	性能の目安	使用する薬剤名（記号）
保存処理K2	K2	気候が比較的寒冷な地域における住宅部材用	クロム・銅・ヒ素化合物(CCA) アルキルアンモニウム化合物(AAC) 銅・アルキルアンモニウム化合物(ACQ)
保存処理K3	K3	土台等住宅部材用	ナフテン酸銅(NCU) ナフテン酸亜鉛(NZN)
保存処理K4	K4	土台等住宅部材用	上記の他、クレオソート油(A)
保存処理K5	K5	屋外又は接地用（鉄道の枕木等の用途）	クレオソート油(A)、 クロム・銅・ヒ素化合物(CCA)

この処理材には、「格付機関名」、「構造材の種類」及び「等級」に加え、「性能区分」と「薬剤名（又は記号）」が表示されており、これを使用する場合には、使用する木材の使用環境や用途により、必要に応じて、使用者が選択できるようになっている。

保存処理K4は、腐朽やしろありの激しい地域を対象にしている。

なお、保存処理K1は、広葉樹防虫辺材用であり一般に防虫処理ラワンと呼ばれている。

防虫処理ラワン 造作材や家具などに使用されるラワン材は、虫（ヒラタキクイムシ）に食われやすい欠点がある。そこでJASではラワン材等の南方産広葉樹材を対象として防虫処理材が保存処理K1として認定されており、防虫処理ラワンはその一つである。

この防虫処理材は木材全体に薬剤が浸透しているもので、処理後、切ったり、削ったり、どのような加工をしても防虫性能は変わらない。

工場処理による防腐・防蟻処理材 JASの保存処理（K1を除く）の規格、JISA9108（土台用加圧式防腐処理木材）の規格に適合する工場処理による防腐・防蟻処理材と同等の効力があるものに、認証木質建材（AQマーク表示品）として認証された保存処理材などがある。

表4.3 建設地別の防腐・防蟻処理並びに防腐処理及び土壤処理の適用区分
(木造建築物等防腐・防蟻・防虫処理指針)

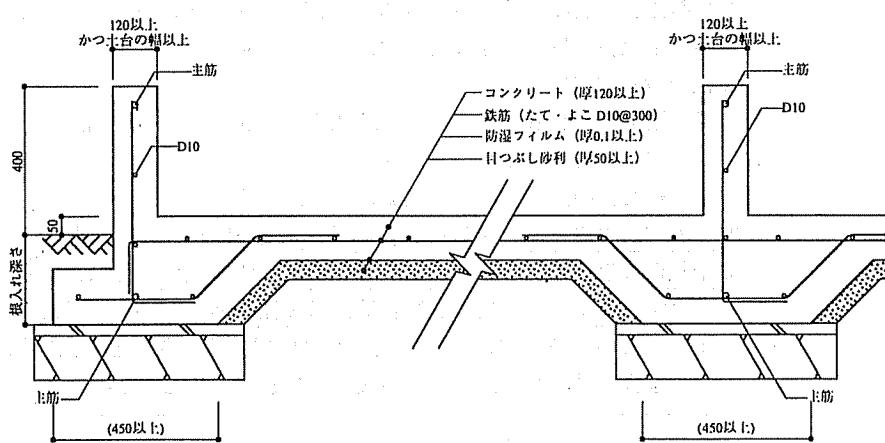
建設地 区分	対象	木材		土壤
		加圧注入処理木材	現場で行う処理	
I	沖縄、九州、四国、中国、近畿の各地方及び愛知、静岡の各県	製材の日本農林規格の保存処理K3材以上	塗布又は吹付けによる防腐・防蟻処理	土壤処理を行う
II	関東地方及び岐阜、長野、山梨の各県	製材の日本農林規格の保存処理K3材以上、またはJIS規格による木材	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	ほとんどの地域で土壤処理を行う
III	福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、岩手、宮城、福島の各県	製材の日本農林規格の保存処理K2材以上、またはJIS規格による木材	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	一部の地域で土壤処理を行う
IV	北海道地方及び青森県	製材の日本農林規格の保存処理K2材以上、またはJIS規格による木材	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	必要に応じて土壤処理を行う

木部防腐剤塗り 建築物の木材が腐朽し易い箇所に塗布して腐朽を防ぐのが目的であるから、目的外のところには塗らない方がよい。例えば、土台は塗らなくてはならないが、防腐・防蟻処理土台は、すでに防腐防蟻剤を注入してあるので、土台の木口、ほぞ及びほぞ穴等加工部分以外は塗る必要がなく、給排水の塩化ビニル管に接する箇所は、クレオソートが塩化ビニル管を侵すので塗らない方がよい。

土壤処理 ヤマトシロアリ、イエシロアリなどは、地中から基礎、床づか及びその他の地面と建物とを橋渡しするものを伝わって建物内に進入する。これを防ぐために地面の土壤を防蟻薬剤で処理することを土壤処理という。しかし、建物の防蟻にとって有効な土壤処理も状況の判断を誤り施工すれば、薬剤によって井戸水あるいは地下水を汚染させることも引き起こしかねない。したがって、土壤処理を行う場合にあっては、敷地の状況、土質などを適切に判断し、処理薬剤の選択、処理方法を決定して水質汚染につながらないよう慎重な考慮が求めなければならない。

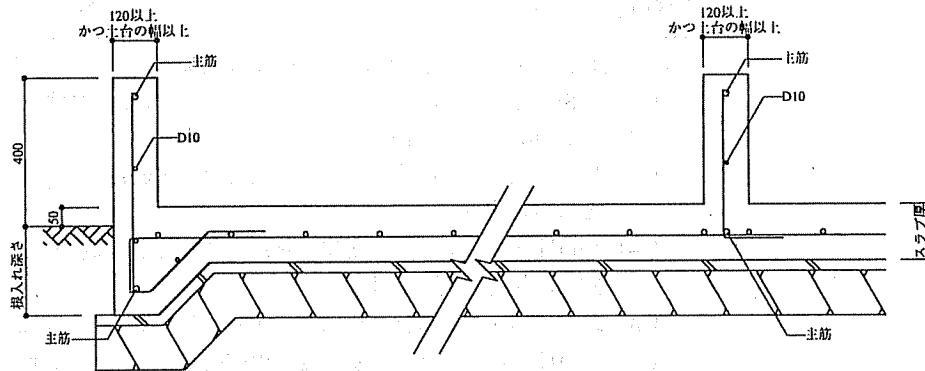
土壤処理と同等以上の効力を有するもの 薬剤による土壤処理と同等以上の効力があるものには、床下土壤面からのシロアリの侵入を阻止する防蟻効果を有するシートを床下の土壤表面に敷設する工法や樹脂皮膜を形成する方法などの他に、次の参考図のように地面を一様に打設したコンクリート（布基礎と鉄筋により一体となったものに限る。）で覆う、又はべた基礎で鉄筋コンクリート造としたものがある。

参考図4.3.1-1 防蟻用に打設したコンクリートの例 (mm)



- (注) 1. 1階の床下地面は、建物周囲の地盤より50mm以上高くする。
2. 配管類のための穴の間際には、防蟻性のある材料（ルーフィング用コールタールピッチ、ゴム状の瀝青シール）を充填する。

参考図4.3.1-2 べた基礎の例 (mm)



- (注) 1. べた基礎の寸法及び配筋については、建設敷地の地盤状況を勘案のうえ、構造計算により、決定すること。
2. 1階の床下地面は、建物周囲の地盤より50mm以上高くする。
3. 配管類のための穴の間際には、防蟻性のある材料（ルーフィング用コールタールピッチ、ゴム状の瀝青シール）を充填する。

5. 木造躯体工事

5.1 軸組

5.1.1 土台

1. 断面寸法は、柱と同じ寸法以上とし105mm×105mmを標準とする。ただし、多雪区域内（「建築基準法施行令第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する区域」以下同じ。）においては105mm×105mm以上とする。
2. 継手は、柱及び床下換気孔の位置を避け、腰掛けあり継ぎ又は腰掛けかま継ぎとする。
3. 仕口は次による。
 - イ. 隅部取合部は、大入れこねほぞ差し割りくさび締め又は片あり掛けとする。
 - ロ. T字取合部及び十字取合部は、大入れあり掛けとする。

5.1.2 火打土台

1. 木材の火打土台とする場合は、次による。
 - イ. 断面寸法は、45mm×90mm以上とする。
 - ロ. 見つけ平使いとし、土台との仕口は、かたぎ大入れとし、N90釘2本打ちとする。
2. 鋼製火打とする場合は、特記による。
3. 火打土台を省略する場合の床組等は、17.4.3の項によるものとし同項において、胴差及び床張りを土台又は大引きに読み替えるものとする。

5.1.3 柱

1. 柱の断面寸法は次による。
 - イ. 断面寸法は100mm×100mm以上とし、105mm×105mmを標準とする。ただし、多雪区域内においては105mm×105mm以上とする。
 - ロ. 通し柱の断面寸法は、120mm×120mmを標準とする。
2. すみ柱（出すみ、入すみ）のはり間方向及びけた行方向の小径は、120mm以上とする。
3. 階数が2以上の住宅における通し柱であるすみ柱の小径は、135mm以上とする。ただし、次のいずれか1つに該当する場合は、当該柱の小径を120mm以上とすることができる。
 - イ. 通し柱であるすみ柱の樹種を次表に掲げる耐久性能の高い樹種の中から柱材としての適性を勘案して選択し（集成材を含む。）、特記する。

部 位	特 記
通し柱である	(見えがかり)
すみ柱の樹種	(見えがくれ)

耐久性の高い樹種

ひば、べいひば、けやき、こうやまき、くり
ひのき、台湾ひのき、べいひのき、すぎ
べいまつ、からまつ、ダフリからまつ、あかまつ、くろまつ

- ロ. 通し柱であるすみ柱を有効な防腐措置を講じた次のいずれかの木材とする。
 - (イ) JASに定める保存処理（K1を除く。）を行った木材
 - (ロ) JISA9108に定める防腐処理を行った木材
 - (ハ) JISK1570に定める加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材
 - (二) (社)日本木材保存協会認定の加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材
 - (ホ) JISK1570（木材防腐剤）に適合するクレオソート油を2回以上全面に塗布した木材
 - (ヘ) (社)日本しろあり対策協会認定の防腐・防腐剤又は(社)日本木材保存協会認定の表面処理用防腐剤若しくは表面処理用防腐・防蟻剤を2回以上全面に塗布した木材
- ハ. 外壁を真壁とする。
- ニ. 外壁内の通気性を良好にし乾燥状態を保つため、外壁の構造を次のいずれかとし軒の出を90cm以上とする。なお、豪雪地域等にあっては、積雪荷重を考慮し構造耐力上の安全性を確認するものとする。

(イ) 外壁を板張りとし、仕上面から外部に直接通気を可能とする構造。

(ロ) 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造。

階段が2以上の住宅における通し柱であるすみ柱のチェックリスト

(実施する仕様の適用欄に○印をつけて下さい。)

実施する仕様	適用	
	見えがかり	見えがくれ
当該柱の小径を13.5cm以上とする。		
当該柱を耐久性の高い樹種とする。		
当該柱に防腐薬 剤処理を行う。 12cm以上 とする。	工場処理 現場処理	
外壁を真壁とする。 軒の出を90cm以 上とする。	外壁を板張りとする構造 外壁内に通気層を設ける構造	

- 5.1.4 間柱 1. 横架材との仕口は、上部ほど差し下部突きつけとし、下部はN75釘を斜め打ちする。
 2. 筋かい当たりは、間柱を切り欠き、N75釘2本を平打ちする。
 3. 通しぬき当たりは、添え付けてN65釘2本を平打ちする。
- 5.1.5 脊差 1. 断面寸法は、加重の状態及びスパン等を勘案して適切なものとし、特記による。
 2. 繰手は、はり及びすじかいを受ける柱間を避け、柱より持出し、追掛け大せん継ぎ又は腰
 掛けかま継ぎとする。
 3. 通し柱との仕口は、かたぎ大入れ短ほど差しとし、金物の補強は次のいずれかによる。
 イ. 短ざく金物當て六角ボルト締め、スクリュー釘打ちとする。
 ロ. かね折り金物當て六角ボルト締め、スクリュー釘打ちとする。
 ハ. 羽子板ボルト締めとする。
- 5.1.6 軒げた 1. 断面寸法は、荷重の状態及びスパン等を勘案して適切なものとし、特記による。
 2. 繰手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し、追掛け大せん継ぎ、腰掛けかま継ぎ又
 は腰掛けあり継ぎとする。
- 5.1.7 間仕切げた
(頭つなぎ) 1. 繰手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎと
 する。
 2. 主要な間仕切げたとけた又は脇差とのT字取合部の仕口は、大入れあり掛けとし、羽子板ボ
 ルト締めとする。
- 5.1.8 木造筋かい 1. 断面寸法は30mm×90mm以上とする。
 2. 見付け平使いとし、上下端部の仕口は5.2(軸組の仕口)の項による。
 柱に差し通し、両面からくさび締め又は釘打ちとする。
- 5.1.9 通しぬき
- 5.1.10 木ずり 1. 断面寸法は、12mm×75mm以上とする。
 2. 繰手は、柱・間柱心で突付け、5枚以下毎に乱継ぎとする。
 3. 柱・間柱等への留め付けは、板そば20cm程度に目透し張りとし、それぞれN50釘2本を平
 打ちする。

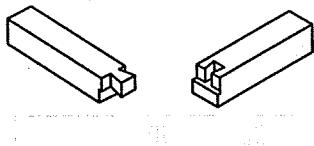
土台の継手 水平外力によって、建物(直接には土台)が基礎に対して容易にずれを生じないよう基礎と土台は、アンカーボルトで緊結しなくてはならないが、このアンカーボルトの効果を減殺しないような位置に継手を設ける必要がある。

火打土台 火打土台は、土台のすみずみに取付ける斜材で、土台のゆがみを防ぎ、建物のすみを平面的に固めるので耐震、耐風上有効である。したがって、仕口にゆるみがあっては効果が乏しくなるので注意が必要である。

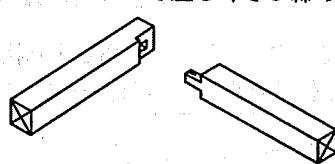
柱の欠き込み すみ柱「120mm×120mm」以上(通し柱であるすみ柱は原則「135mm×135mm」以上)とある柱の断面寸法は「挽き立て寸法」により判断するが、梁、脇差などの取合い部分や、面材耐力壁を構成するために構造用合板等を柱に取り付ける場合には、必要最小限の範囲で柱を欠き込むことができる。

柱寸法の緩和 階数が2以上の住宅における通し柱であるすみ柱(出隅及び入隅)の小径基準(13.5cm以上)については、柱の耐久性を維持するための措置が行われることを条件として12cmに緩和できる取扱いとなっている。耐久性措置の具体的方法が本文3のイ～ニであるが、これらのいずれか1つ以上に適合していれば、通し柱であるすみ柱の小径を12cm以上とすることができます。

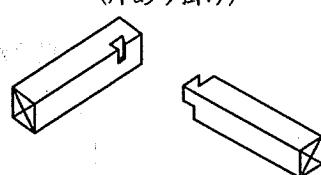
参考図5.1.1 土台の継手
(腰掛けあり継ぎ)



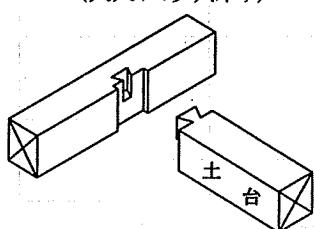
参考図5.1.1 土台すみ仕口
(大入れこねほぞ差しくさび締め)



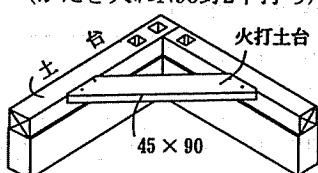
参考図5.1.1 土台すみ仕口
(片あり掛け)



参考図5.1.1 土台T字取合仕口
(大入れあり掛け)

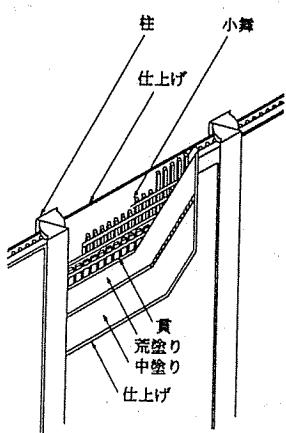


参考図5.1.2 火打土台仕口
(かたぎ入れN90釘2本打ち)

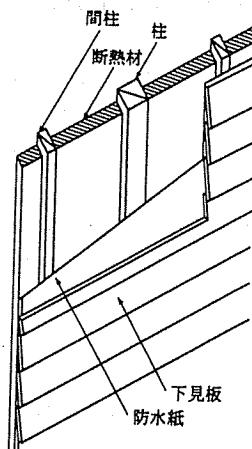


参考図5.1.3 柱寸法の緩和条件の例

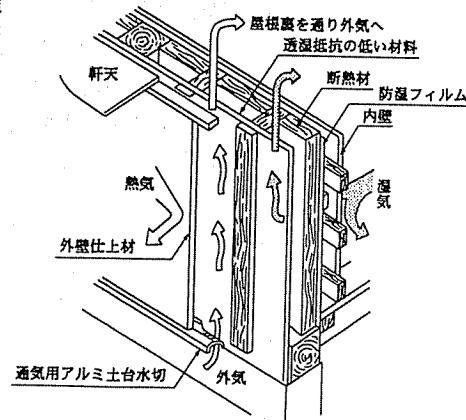
イ. 真壁



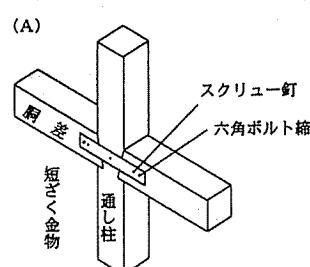
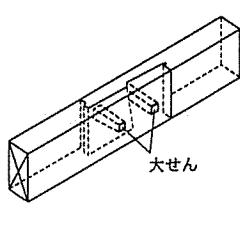
ロ. 板張り



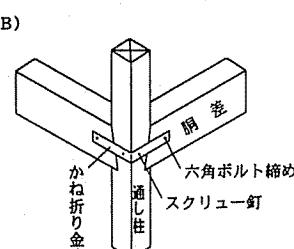
ハ. 通気層を設けた外壁



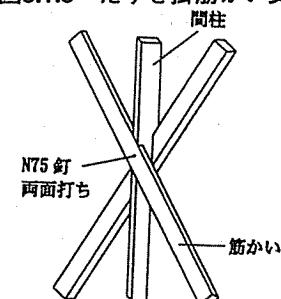
参考図5.1.5-1 脊差の継手
(追掛け大せん継ぎ)



参考図5.1.5-2 通し柱と脛差との仕口
(かたぎ大入れ短ほぞ差し)



参考図5.1.8 たすき掛筋かい交差部



5.2 軸組の仕口

5.2.1 筋かい端部の仕口 筋かいの端部における仕口は、筋かいの種類に応じて、次の接合方法によるか又はこれらと同等以上の引張耐力を有する接合方法による。

イ. 厚さ30mm以上で幅90mm以上の木材による筋かいの場合

筋かいプレート（厚さ1.6mmの鋼板添え板）を、筋かいに対して六角ボルト（M12）（JIS B 1180（六角ボルト）に規定するうち強度区分4.6に適合する径12mmのボルト又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。）締め及びCN65釘（長さ65mmの太め鉄丸くぎ。以下同じ。）を3本平打ち、柱に対してCN65釘を3本平打ち、横架材に対してCN65釘を4本平打ちとしたもの

ロ. 厚さ45mm以上で幅90mm以上の木材による筋かいの場合

筋かいプレート（厚さ2.3mmの鋼板添え板）を、筋かいに対して六角ボルト（M12）締め及びZS50釘（長さ50mm、径4.5mmのスクリューくぎ）7本の平打ち、柱及び横架材に対してそれぞれZS50釘5本の平打ちとしたもの

ハ. 厚さ90mm以上で幅90mm以上の木材による筋かいの場合

特記による

5.2.2 筋かいの取り付く柱と横架材の仕口

1. 平屋部分又は最上階における軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口は、イからルの中から下表に掲げる位置毎に特記する。

軸組の種類		出隅の柱	その他の軸組
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱		
	その他の柱		
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱		
	その他の柱		
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第1(1)項又は(2)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組			
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組			
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組			
その他			

イ. 短ほど差し、かすがい打ち又はこれらと同等以上の接合方法としたもの

ロ. 長ほど差し込み栓打ちもしくはかど金物（厚さ2.3mmのL字型の鋼板添え板）を、柱及び横架材に対してそれぞれCN65釘を5本平打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの

ハ. かど金物（厚さ2.3mmのT字型の鋼板添え板）を用い、柱及び横架材にそれぞれCN65釘を5本平打ちしたものもしくは山形プレート（厚さ2.3mmのV字型の鋼板添え板）を用い、柱及び横架材にそれぞれCN90釘を4本平打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの

ニ. 羽子板ボルト（厚さ3.2mmの鋼板添え板に径12mmのボルトを溶接した金物）を用い、柱に対して六角ボルト（M12）締め、横架材に対して厚さ4.5mm、40mm角の角座金を介してナット締めをしたものもしくは短ざく金物（厚さ3.2mmの鋼板添え板）を用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ六角ボルト（M12）締めとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの

ホ. 羽子板ボルト（厚さ3.2mmの鋼板添え板に径12mmのボルトを溶接した金物）を用い、柱に対して六角ボルト（M12）締め及びZS50釘打ち、横架材に対して厚さ4.5mm、40mm角の角座金を介してナット締めをしたの又は短ざく金物（厚さ3.2mmの鋼板添え板）を用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ六角ボルト（M12）締め及びZS50釘打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの

ヘ. ホールダウン金物（厚さ3.2mmの鋼板添え板）を用い、柱に対して六角ボルト（M12）2本、横架材、布基礎もしくは上下階の連続する柱に対して当該ホールダウン金物に止め付けた六角ボルト（M16）を介して緊結したの又はこれと同等以上の接合方法としたもの

ト. ホールダウン金物（厚さ3.2mmの鋼板添え板）を用い、柱に対して六角ボルト（M12）3本、横架材（土台を除く。）、布基礎もしくは上下階の連続する柱に対して当該ホール

ダウントラスに止め付けた六角ボルト（M16）を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの。

チ. ホールダウン金物（厚さ3.2mmの鋼板添え板）を用い、柱に対して六角ボルト（M12）4本、横架材（土台を除く。）、布基礎もしくは上下階の連続する柱に対して当該ホールダウン金物に止め付けた六角ボルト（M16）を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの。

リ. ホールダウン金物（厚さ3.2mmの鋼板添え板）を用い、柱に対して六角ボルト（M12）5本、横架材（土台を除く。）、布基礎もしくは上下階の連続する柱に対して当該ホールダウン金物に止め付けた六角ボルト（M16）を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を2組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を3組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を4組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を5組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を6組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を7組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を8組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を9組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を10組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を11組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を12組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を13組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を14組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を15組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を16組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を17組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を18組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を19組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を20組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を21組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を22組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を23組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を24組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を25組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を26組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を27組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を28組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を29組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を30組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を31組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を32組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を33組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を34組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を35組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を36組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を37組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を38組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を39組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を40組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を41組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を42組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を43組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を44組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を45組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を46組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を47組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を48組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を49組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を50組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を51組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を52組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を53組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を54組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を55組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を56組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を57組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を58組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を59組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を60組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を61組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を62組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を63組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を64組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を65組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を66組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を67組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を68組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を69組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を70組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を71組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を72組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を73組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を74組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を75組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を76組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を77組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を78組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を79組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を80組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を81組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を82組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を83組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を84組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を85組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を86組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を87組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を88組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を89組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を90組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を91組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を92組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を93組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を94組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を95組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を96組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を97組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を98組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を99組用いたもの。

ヌ. ボルトに掲げる仕口を100組用いたもの。

2. 1.以外の部分における軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口は、1.のイからルの中から下表に掲げる位置毎に特記する。

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組			
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組			
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第1(1)項又は(2)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組			
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組			
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組			
その他			

5.2.3 筋かいの取り付かない柱と横架材の仕口

1. 柱の端部と横架材との仕口（隅柱と土台の仕口は除く。）は次のいずれかによる。

- イ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、山形プレートを当て釘打ちとする。
- ロ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かど金物を当て釘打ちとする。
- ハ. 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、込みせん打ちとする。
- ニ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、ひら金物を当て釘打ちとする。
- ホ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かすがい打ちとする。
- ヘ. イ. ロ. ハ. ニ又はホと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。

2. 隅柱と土台との仕口は次のいずれかによる。

- イ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かど金物を当て釘打ちとする。
- ロ. 長ほぞ差しとし、込みせん打ちとする。
- ハ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かすがい打ちとする。
- ニ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、ホールダウン金物を用いて緊結する。なお、ホールダウン金物による緊結方法は、17.3.3柱と基礎（土台）との緊結の項による。
- ホ. 土台木口と隅柱との取り合いを落したりとする場合は、かど金物を両面に当て釘打ちとする。
- ヘ. イ. ロ. ハ. ニ又はホと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。

筋かい 柱と横架材とでできた矩形の骨組の対角線の方向に入れた斜材で、風圧又は地震などの水平力を受けた場合、矩形の骨組のゆがみを防止するために設けるものである。筋かい入りの壁は、外力に対して最も重要な部分となるので、筋かいが有効に働くよう端部の仕口は十分注意し、出来るだけつり合いよく配置することが大切である。

間柱と筋かいの取合部 いつでも筋かいを優先し、間柱を筋かいの厚さだけ欠きとて筋かいを通す。

参考図5.2 筋かい耐力壁の接合部に生じる応力

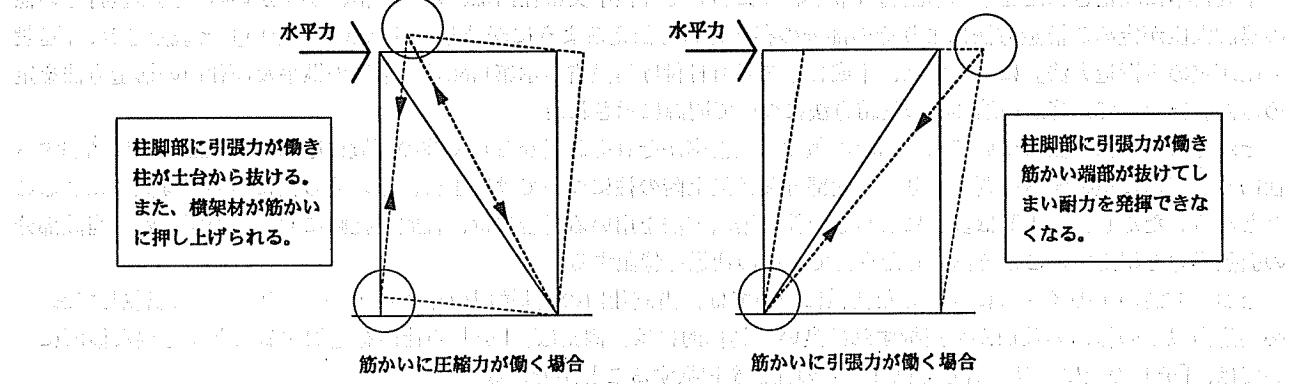
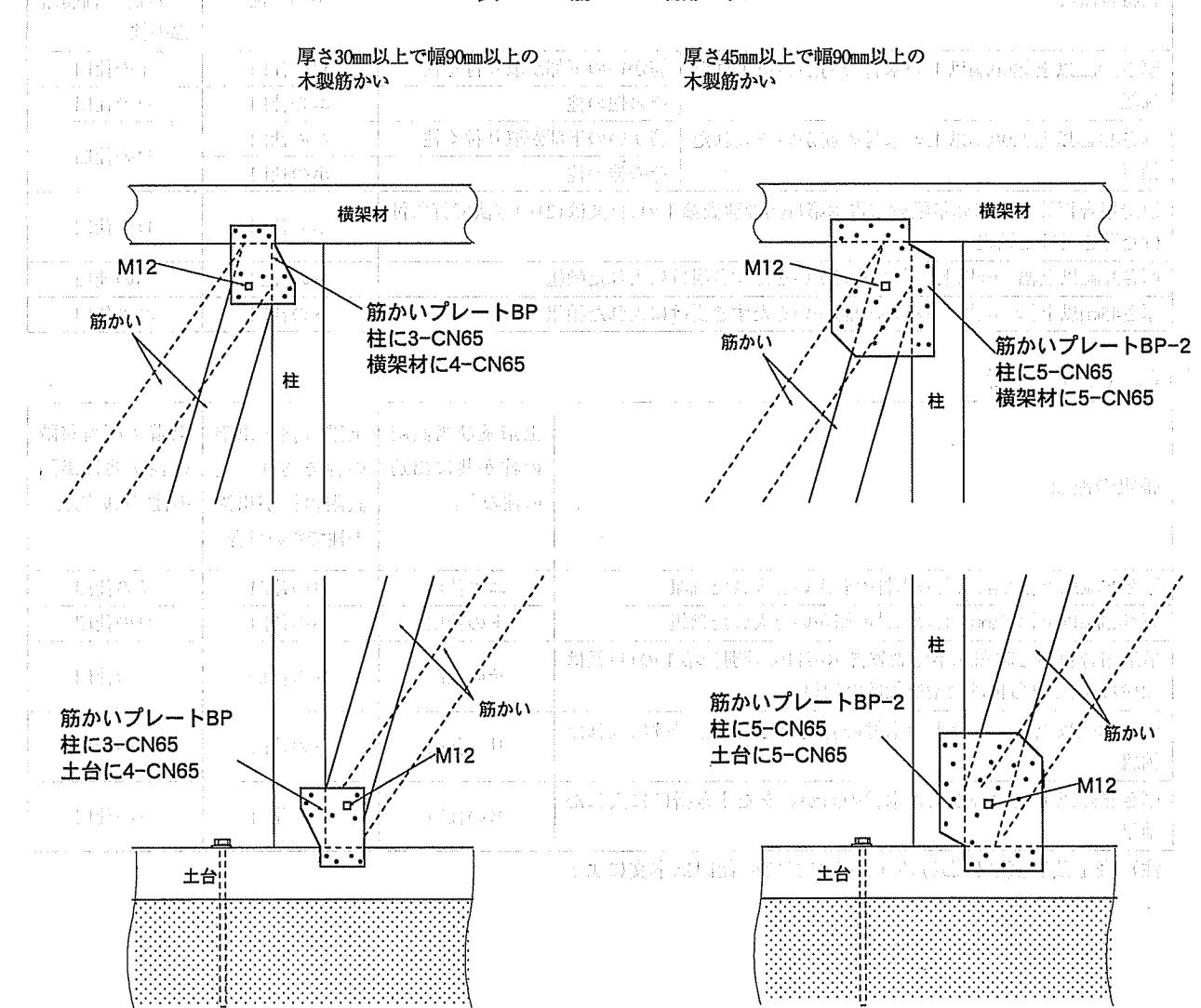


表5.2.1 筋かいの端部の仕口



筋かい端部等の緊結方法

筋かい端部等の緊結方法については、従来から各種接合金物をはじめ、ボルト締、かすがい打、込み栓打が用いられているが、どのような部位にどのような緊結方法を用いる必要があるのかについての明確な規定はなかった。

阪神・淡路大震災においては、筋かい端部を突きつけ、簡単に釘を斜め打ちしたもの等、端部が適切に緊結されていなかった住宅についての地震被害が甚大であった。地震時の被害を少なくするためには、筋かい端部について適切な緊結方法を用い、筋かいを入れた壁に、耐力壁としての十分な性能を発揮させることが重要である。また、壁が強固に作ってあっても、土台との緊結がなされていない場合には、柱の引き抜き力等により、抵抗力が発揮できないこととなる。

平成12年に改正された建築基準法施行令第47条において「継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の建設大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない」と規定され、「建設大臣が定める構造方法」については、平成12年5月31日付け建設省告示第1460号「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」において、筋かい端部等の緊結方法について明確に示された。

それぞれの緊結方法については、軸組の種類（壁倍率がそれぞれ異なる）や柱の配置に応じて、5.2.2の1に列挙する仕口から適切に選択する必要があり、平屋部分又は最上階の柱については表1に、その他の柱については表2によることとなる。ただし、表1又は表2によらない他の緊結方法を用いる場合には、柱頭、柱脚における引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確認したうえで、その仕様を特記する。

なお、5.2.2の1のイ～ヌに列挙した仕様については、当該仕口の引張耐力の低いものから高い順番に記載しており、必要耐力以上の複数の仕口から選択すれば良い。具体的には、例えば、「チ」の仕口を選択することが必要な箇所については、「チ」の他に「リ」若しくは「ヌ」の仕様を選択することができる。

表1（平屋部分又は最上階の柱）

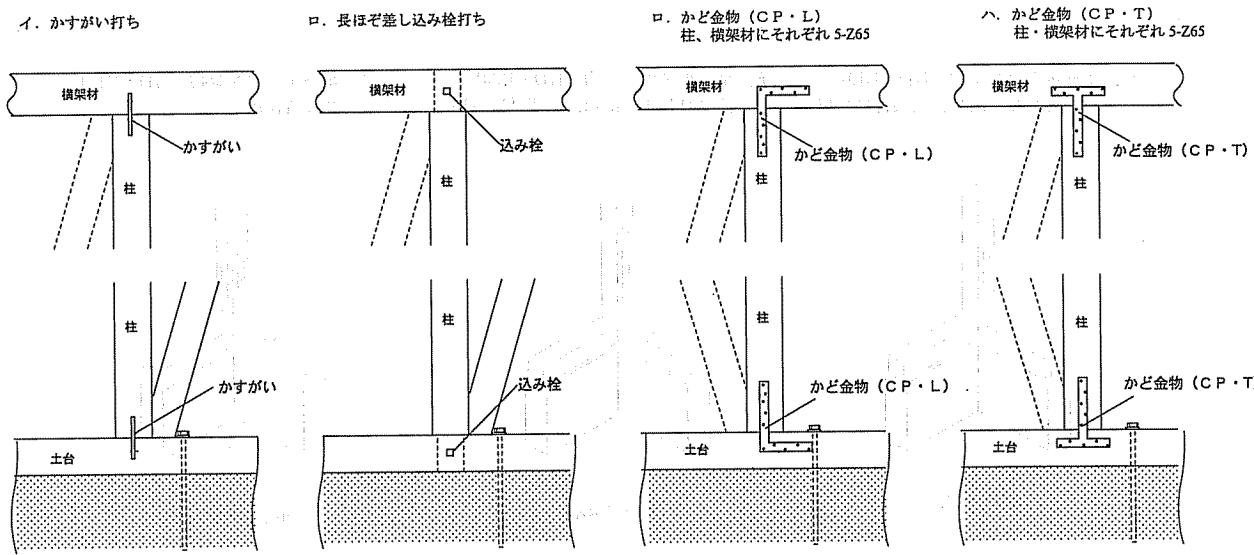
軸組の種類		出隅の柱	その他の軸組端部の柱
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	ロの仕口	イの仕口
	その他の柱	ニの仕口	ロの仕口
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	ハの仕口	ロの仕口
	その他の柱	ホの仕口	
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第1の(1)又は(2)の方法で打ち付けた壁を設けた軸組		ホの仕口	ロの仕口
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組		トの仕口	ハの仕口
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組		トの仕口	ニの仕口

表2（その他の柱）

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	ニの仕口	ロの仕口	イの仕口
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	トの仕口	ハの仕口	ロの仕口
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第1の(1)又は(2)の方法で打ち付けた壁を設けた軸組	チの仕口	ヘの仕口	ハの仕口
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	リの仕口	トの仕口	ニの仕口
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	ヌの仕口	チの仕口	トの仕口

(注) 表1及び表2におけるイからヌまでの仕口は本文による。

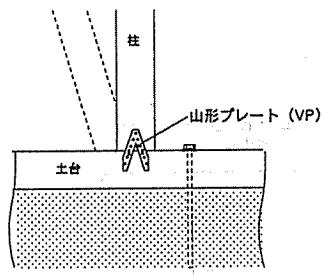
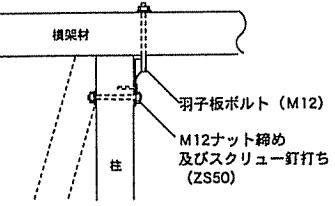
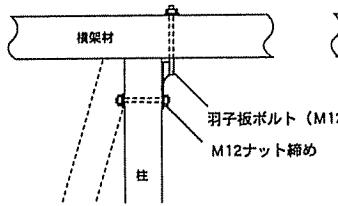
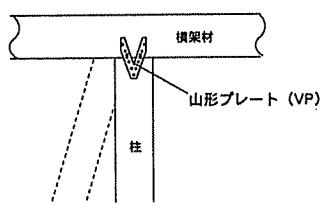
参考図5.2.2 筋かいの取り付く柱と横架材の仕口



ハ. 山形プレート (VP)
柱、横架材にそれぞれ 4-Z-90

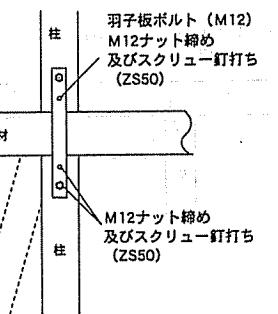
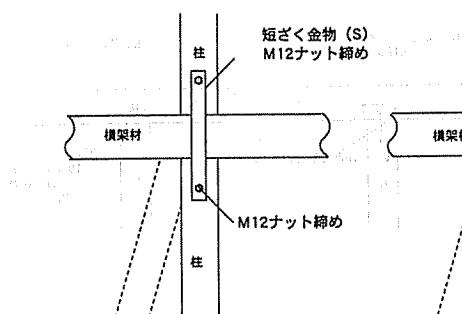
二. 羽子板ボルト (M12),
柱に対し M12、横架材に対し 角座金を介し
ボルト締め

ホ. 羽子板ボルト (M12),
柱に対し M12 及びスクリュー釘
打ち、横架材に対し 角座金を介し
ボルト締め

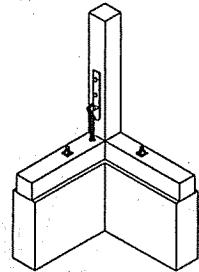


二. 短ざく金物 (M12),
上下階の柱に対しそれぞれ
六角ボルト (M12) 締め

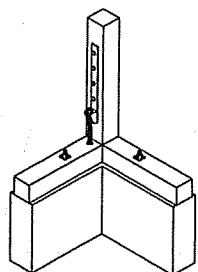
ホ. 短ざく金物 (M12),
上下階の柱に対しそれぞれ
六角ボルト (M12) 締め



ヘ. ホールダウン金物 (HD・B10)
柱に対し 2-M12、横架材に M16



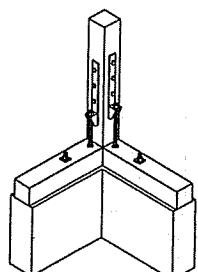
ボルト2本



ボルト4本

チ. ホールダウン金物 (HD・B20)
柱に対し 4-M12、横架材に M16

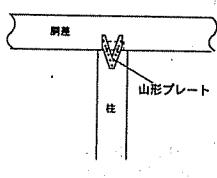
ヌ. ホールダウン金物 (HD・B15)
2カ所使用



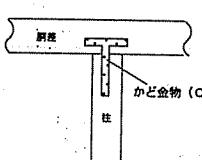
ボルト3+3=6本

参考図5.2.3-1 筋かいの取り付かない柱と横架材の仕口

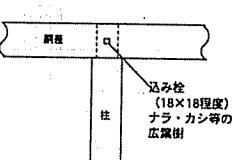
イ. 短ほぞ差し、山形プレート (VP)
当て釘打ち



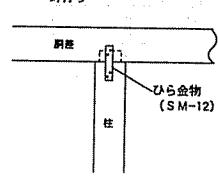
ロ. 短ほぞ差し、かど金物 (CP・T)
当て釘打ち



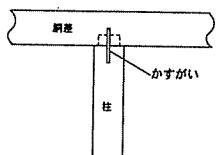
ハ. 長ほぞ差し、込み栓打ち



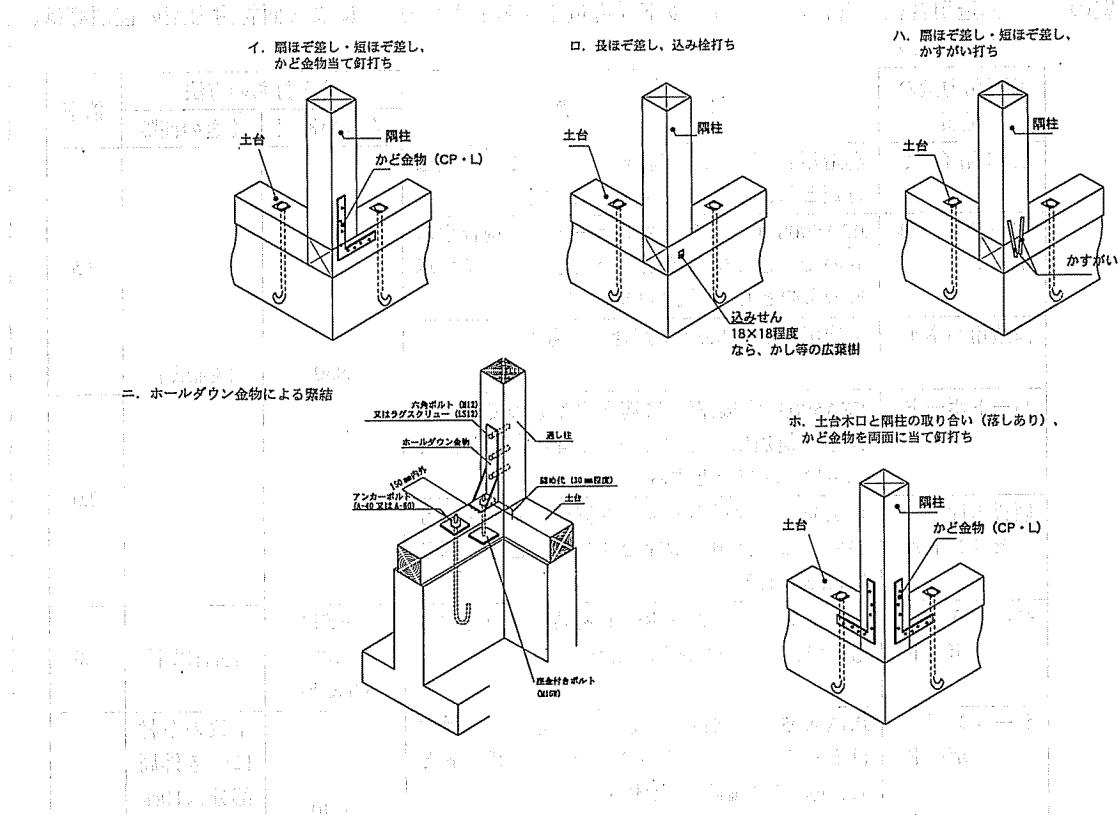
ニ. 短ほぞ差し、ひら金物当て
釘打ち



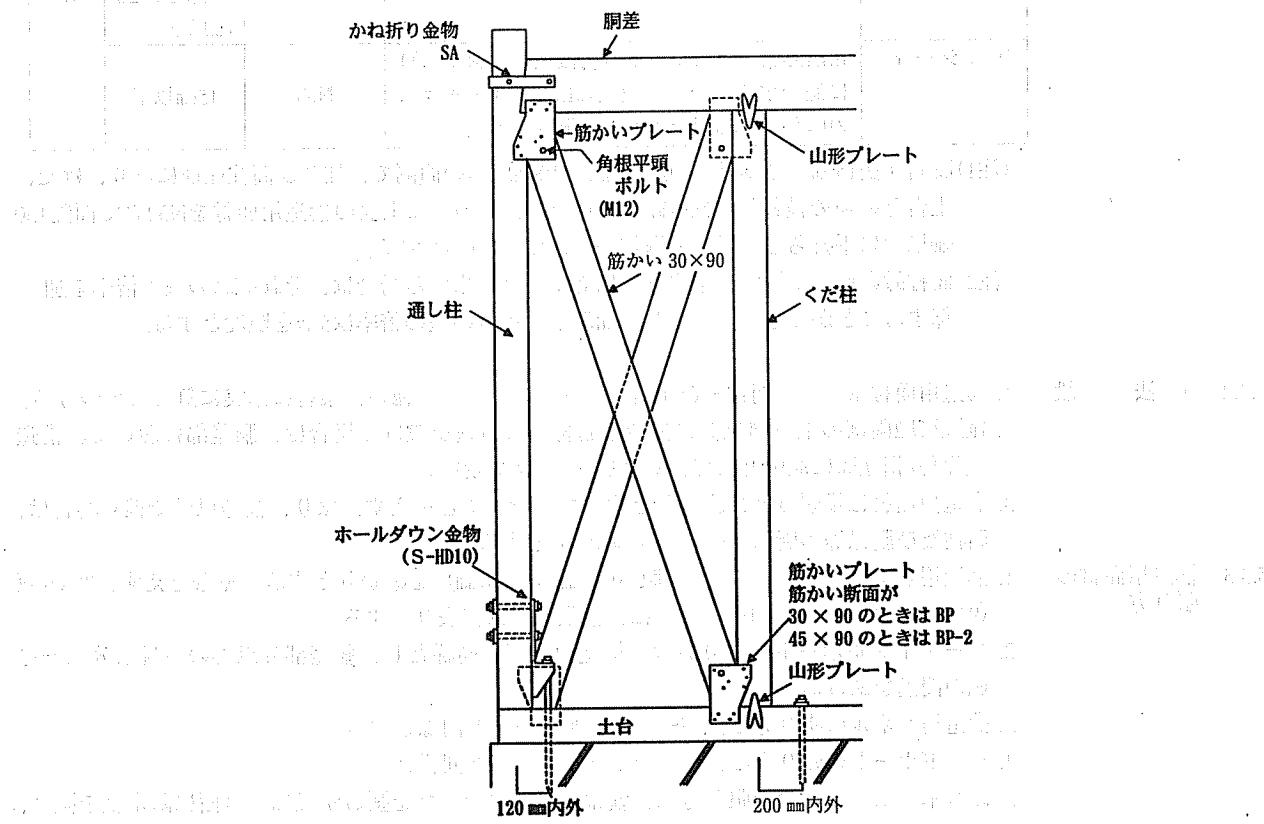
ホ. 短ほぞ差し、かすがい打ち



参考図5.2.3-2 隅柱と土台の仕口



参考図5.2 筋かいを用いた耐力壁の各端部における接合方法の例



(注) 継手・仕口の接合金物の組み合わせについて

参考図の接合方法は一例を示したものであり、継手・仕口の接合方法は(5.2.2 筋かいの取り付く柱と横架材の仕口)の1及び2における各部位毎の特記によるものとする。接合金物の性能はZマーク表示金物又は同等以上の金物とする。

5.3 大壁造の面材耐力壁

5.3.1 大壁耐力壁の種類等

構造用合板、各種ボード類（以下「構造用面材」という。）による面材耐力壁の種類等は、下表による。

面材耐力壁の種類	材 料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	15cm以下	2.5
パーティクルボード	JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。			
構造用パネル	構造用パネルのJASに適合するもの			
ハードボード	JISA5905（繊維板）に適合するもので、曲げ強さの種類は、35タイプ又は45タイプとし、厚さは5mm以上とする。			
硬質木片セメント板	JISA5404（木質系セメント板）に適合するもので、種類は硬質木片セメント板とし、厚さは12mm以上とする。	GNF40 又は GNC40	15cm以下	2.0
せっこうボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは12mm以上とする。			
シージングボード	JISA5905（繊維板）に適合するもので、種類はシージングインシュレーションボードとし、厚さは12mm以上とする。	SN40	1枚の壁材につき外周部分は10cm以下その他他の部分は20cm以下	1.0
ラスシート	JISA5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））に適合するもので、種類はLS4（メタルラスの厚さが0.6mm以上のものに限る）とする。	N38	15cm以下	

(注1)断面寸法15mm×45mm以上の胴縁を、310mm以内の間隔で、柱及び間柱並びにはり、けた・土台その他の横架材にN50釘で打ちつけ、その上に上表の構造用面材をN32釘で間隔150mm以内に平打ちした場合の壁倍率は、すべて0.5とする。

(注2)面材耐力壁、土塗壁、木ずり又は筋かいと併用する場合は、それぞれの壁の倍率を加算することができる。ただし、加算した場合の壁の倍率は5倍を限度とする。

5.3.2 工法一般

- 構造用面材は、柱、間柱及び土台・はり・けた・その他の横架材に確実に釘で留めつける。
- 1階及び2階部の上下同位置に構造用面材の耐力壁を設ける場合は、胴差部において、構造用面材相互間に原則として、6mm以上のあきを設ける。
- 構造用面材は横張り又は縦張りとする場合で、やむをえず、はり、柱等以外で継ぐ場合は、間柱及び胴縁等の断面は45mm×100mm以上とする。

5.3.3 構造用面材の張り方

- 構造用合板の張り方は、3'×9'版（910mm×2,730mm）を縦張りとする。やむをえず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
- パーティクルボードの張り方は、構造用合板と同様とし、胴差部分以外の継目部分は2~3mmの間隔をあける。
- 構造用パネルの張り方は、パーティクルボードと同様とする。
- ハードボードの張り方は、パーティクルボードと同様とする。
- 硬質木片セメント板の張り方は、壁軸組に防水テープを張るか又は壁全面に防水紙を張り、その上から3'×9'版（910mm×2,730mm）を縦張りする。
- シージングボードの張り方は、構造用合板と同様とする。
- せっこうボードの張り方は、3'×8'版（910mm×2,420mm）、又は3'×9'版（910mm×2,730mm）を縦張りとし、やむをえず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。

8. ラスシートの張り方は、3'×8'版（910mm×2,420mm）又は3'×9'版（910mm×2,730mm）の縦張りとし、土台から壁上端部まで貼りつける。ラスシートの施工にあたっては、次の点に留意する。
- イ. 見切りの各部には、水切り、雨押えを設ける。
 - ロ. 縫目は、横重ね代を一山重ねとし、縦重ね代を30mm以上とする。なお、鉄板は鉄板で、ラスはラスで重ねる。
 - ハ. 開口部等でラスシートを切り抜く場合は、事前に鉄板を短く、ラスを長くなるよう切断し、巻き込む。

5.4 真壁造の面材耐力壁

5.4.1 真壁耐力壁の種類等

構造用合板、各種ボード類（以下「構造用面材」という。）による真壁造の面材耐力壁は受材を用いる場合（受材タイプ）と貫を用いる場合（貫タイプ）があり、その種類等は下表による。

1.受材タイプ

面材耐力壁の種類	材 料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	15cm以下	2.5
パーティクルボード	JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。			
構造用パネル	構造用パネルのJASに適合するもの	GNF32 又は GNC32	15cm以下	1.5
せっこうラスボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは9mm以上とし、その上にJISA6904（せっこうプラスター）に適合するものを厚さ15mm以上塗る。			
せっこうボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは12mm以上とする。	GNF40 又は GNC40	15cm以上	1.0

(注1)面材耐力壁、木すり又は筋かいと併用する場合は、それぞれの壁の倍率を加算することができる。ただし、加算した場合の壁の倍率は5倍を限度とする。

2.貫タイプ

面材耐力壁の種類	材 料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	15cm以下	1.5
パーティクルボード	JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。			
構造用パネル	構造用パネルのJASに適合するもの	GNF32 又は GNC32	15cm以上	1.0
せっこうラスボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは9mm以上とし、その上にJISA6904（せっこうプラスター）に適合するものを厚さ15mm以上塗る。			
せっこうボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは12mm以上とする。			0.5

(注1)面材耐力壁、木すり又は筋かいと併用する場合は、それぞれの壁の倍率を加算することができる。ただし、加算した場合の壁の倍率は5倍を限度とする。

5.4.2 工法一般

1. 構造用面材の下地に、受材を用いる場合は次による。
 - イ. 受材は30mm×40mm以上とする。
 - ロ. 受材は柱及びはり、けた、土台、その他の横架材にN75以上の釘を30cm以下の間隔で平打ちとする。
 - ハ. 構造用面材は、受材並びに間柱及び胴つなぎ等に留めつける。

- 二. 構造用面材を受材以外で継ぐ場合は、間柱又は胴つなぎ等の断面は45mm×65mm以上とする。
2. 構造用面材の下地に、貫を用いる場合は次による。
- イ. 贯は15mm×90mm以上とする。
 - ロ. 贯は5本以上設ける。
 - ハ. 最上段の贯とその直上の横架材との間隔及び最下段の贯とその直下の横架材との間隔は、おおむね30cm以下とし、その他の贯の間隔は61cm以下とする。
- ニ. 贯を柱に差し通す場合は、両面からくさび締め又は釘打ちとする。
- ホ. 贯の継手は、おおむね柱心で突付けとする。
- ヘ. 柱との仕口は、柱の径の1/2程度差し込みくさび締め又は釘打ちとする。
- ト. 構造用面材は、贯に確実に釘で留めつける。
- チ. 構造用面材を継ぐ場合は、贯上で行う。

5.4.3 構造用面材

1. 受材を用いた構造用面材の張り方は次による。

- イ. 構造用合板の張り方は、3'×9'版 (910mm×2,730mm) を縦張りとする。やむをえず、3'×6'版 (910mm×1,820mm) を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
 - ロ. セッコウラスボードの張り方は、3'×8'版 (910mm×2,420mm) を縦張りとし、やむをえず、3'×6'版 (910mm×1,820mm) を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。その上にセッコウプラスラーを用いる場合は、9.4 (セッコウプラスラー塗り) による。
 - ハ. セッコウボードの張り方は、3'×8'版 (910mm×2,420mm) を縦張りとし、やむをえず、3'×6'版 (910mm×1,820mm) を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
2. 贯を用いた構造用面材の張り方は次による。
- イ. 構造用合板の張り方は、原則として横張りとする。
 - ロ. セッコウラスボードの張り方は、原則として横張りとする。その上にセッコウプラスラーを用いる場合は、9.4 (セッコウプラスラー塗り) による。
 - ハ. セッコウボードの張り方は、原則として横張りとする。

大壁造の面材耐力壁 1981年6月1日付け建設省告示第1100号によって、各種ボード類による耐力壁（面材耐力壁）の種類とその仕様が示された。張り方は、軸組に直接張る方法と胴縁を介して張る方法とがあるが、いずれの場合も、胴差、はり、桁及び土台等の横架材に確実に留めつけられなければ、大壁造の耐力壁として認められない。従って、室内面に使用する場合は、一般に床あるいは天井部分で面材が切れてしまうため、耐力壁としての倍率が設定できないこととなるので注意を要する。なお、釘の打ち方等については、仕様書に示したとおりである。

また、これらの面材耐力壁と従来の筋かい耐力壁等を併用する場合の壁倍率は、5倍を限度として、両者を加算することができる。

なお、その他の軸組については、同告示第1第9号により、建設大臣により認められた軸組によることとなっており、さらに壁倍率については同告示第2第7号により、建設大臣が個別に定めた数値を用いることになっている。5.3.1の表以外の材料でも、同告示に定めるもの及び建設大臣が個別に認定したものがある。

真壁造の面材耐力壁 1990年11月26日付け建設省告示1897号によって、建設省告示第1100号（1981年）の一部が改正され、真壁造の面材耐力壁が追加された。この面材耐力壁は、大別すると受材タイプと貫タイプに分類することができる。

受材タイプに使用する構造用面材は、軸組全体にわたって隙間無く設けなければならない。張らない部分を残した面材耐力壁は、耐力壁としての倍率が設定できないので注意を要する。また、釘の打ち方等については、真壁造の仕様書に示したとおりである。

なお、その他の軸組については、同告示第1第9号により、建設大臣により認められた軸組によることとなっており、さらに壁倍率については同告示第2第7号により、建設大臣が個別に定めた数値を用いることになっている。また、受材タイプ及び貫タイプとも5.4.1の表以外の材料でも、同告示に定めるもの及び建設大臣が個別に認定したものがある。

貫タイプに使用する構造用面材の場合は、最上段の貫とその直上の横架材との間及び最下段の貫とその直下の横架材との間は、構造用面材を張らない部分を設けてもよいこととしている。これは室内面に使用する場合、一般に床あるいは天井部分で面材が切れてしまうために、従来、耐力壁として倍率が算定できなかったものを、貫タイプの場合に限り、倍率の設定を行えるようにしたものである。この場合、貫の配置は最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔はおおむね30cm以下とし、その他の貫は61cm以下の間隔で構造用面材の下地としてバランスのよい配置をしなければならない。なお、釘の打ち方等については、真壁造の仕様書に示したと

おりである。

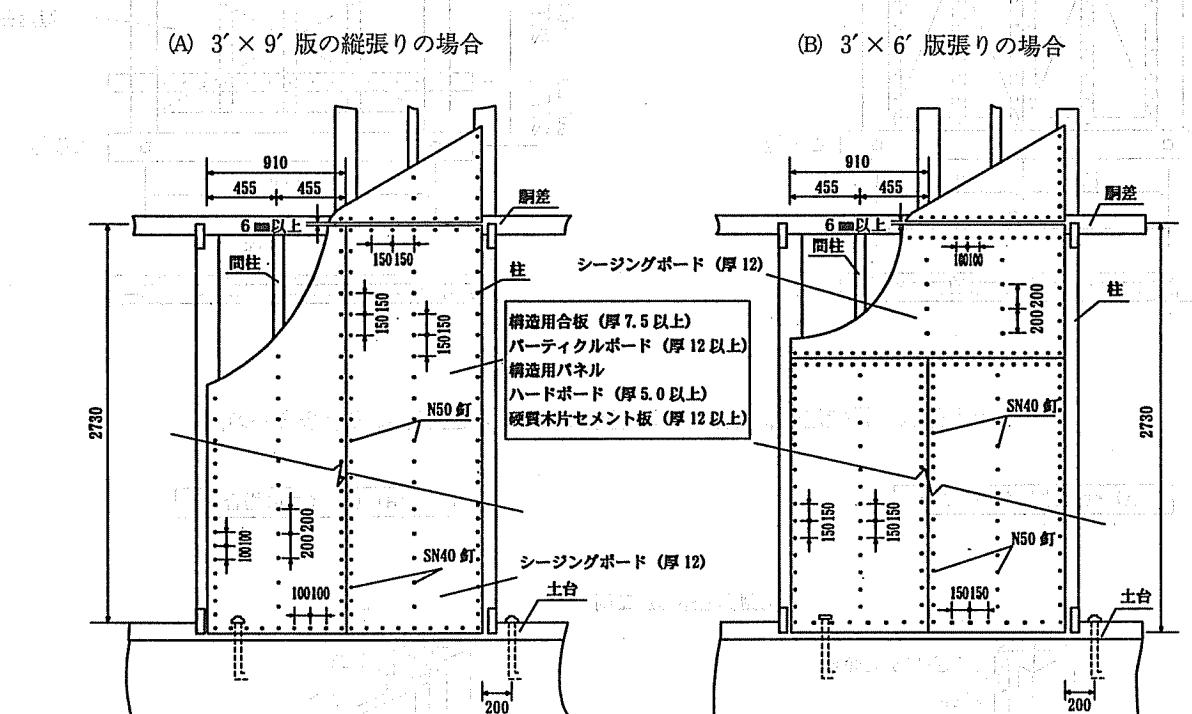
また、これらの面材耐力壁と従来の筋かい耐力壁等とを併用する場合の壁倍率は、5倍を限度として、両者を加算することができることとなっている。

構造用パネル 構造用パネルとは、北米において開発された面材（ウェハーボード及びOSB（オリエンテッド・ストラップ・ボード））で、低質木材資源をチップ化し接着剤を使って熱圧成型して作られたもので、資源の有効利用の観点から合理的かつ効率的な材料である。

この構造用パネルの使用を可能にすることは、市場開放のためのアクションプログラム及び日米林産物MOSS協議において日米間で合意された事項であり、これらの材料については、JASの構造用パネル（昭和62年農林水産省告示第360号）として規格が制定されている。

これらの材料は、木材小片にフェノール系接着剤等を用い、熱圧成型によって単層又は多層構造に成型されたものである。製造は、完全自動化工程で品質は安定し強度的にも優れている。

参考図5.2.1 大壁造における構造用面材の張り方

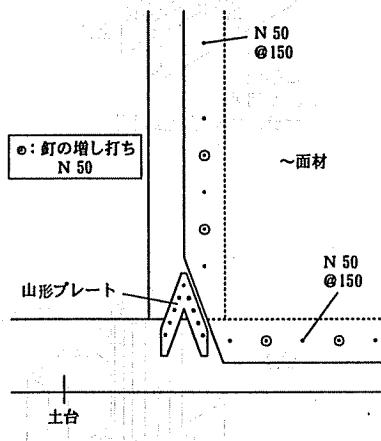


(注1) アンカーボルトの位置は柱心より200mm以内とし、なるべく耐力壁の外側に設けた方が良い。

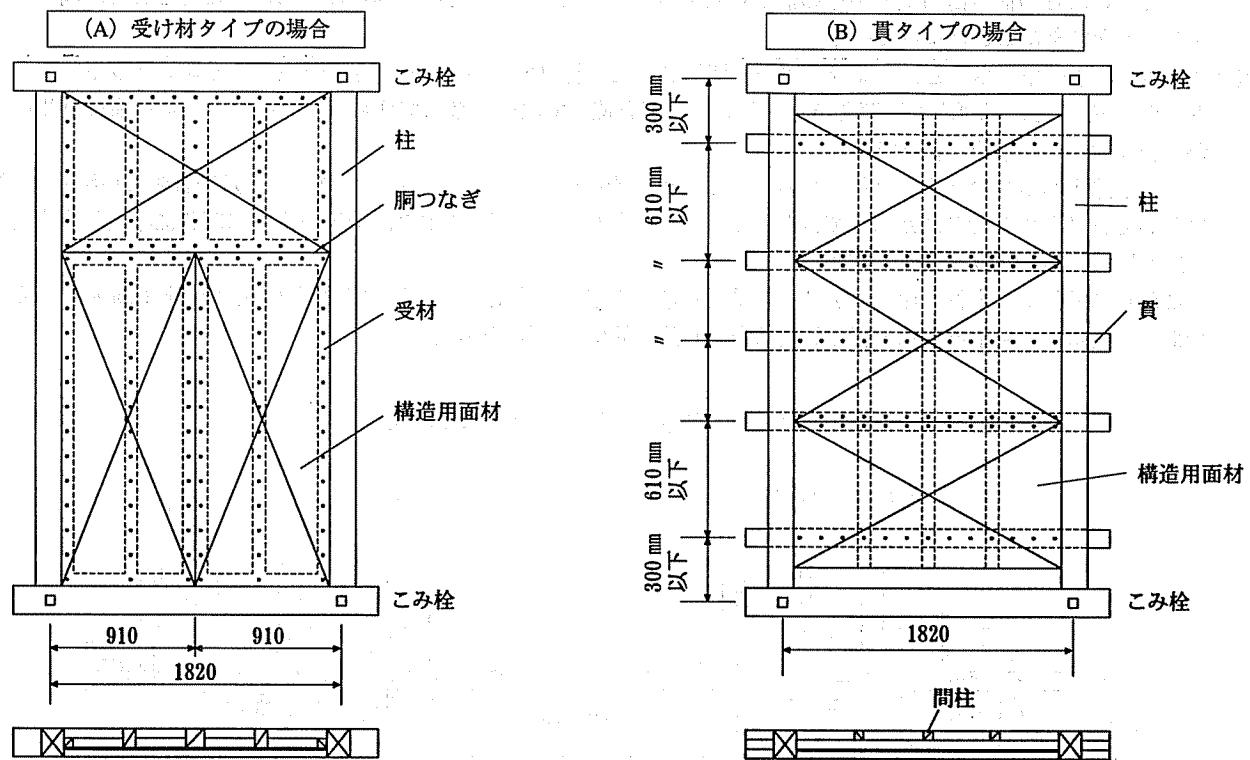
(注2) 構造用合板等の面材を用いた一体の耐力壁の場合、その両端の柱の上下端部を補強金物や込みせん打ちなどにより横架材（土台、胴差し等）に緊結することがより望ましい。

この際、特に補強金物を使用する場合、面材の下や上から補強物を使用すると面材が浮いてしまったり、補強金物が下地材や仕上げ材のじやまになるため、施工上の工夫を行うことが必要である。

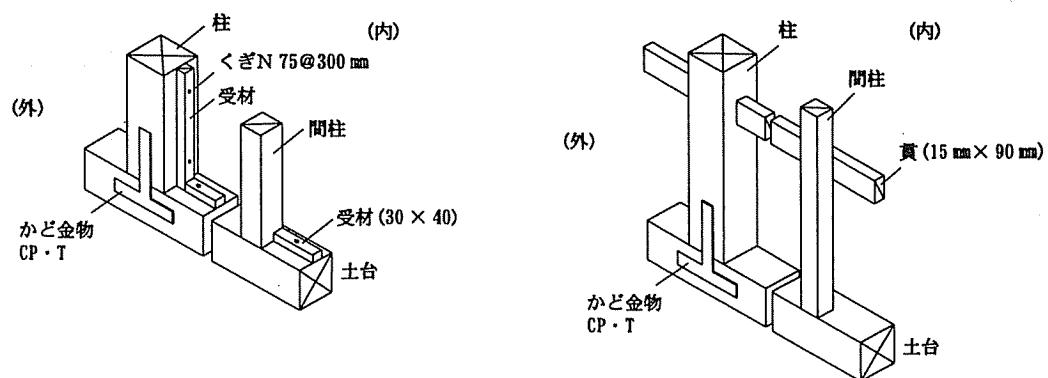
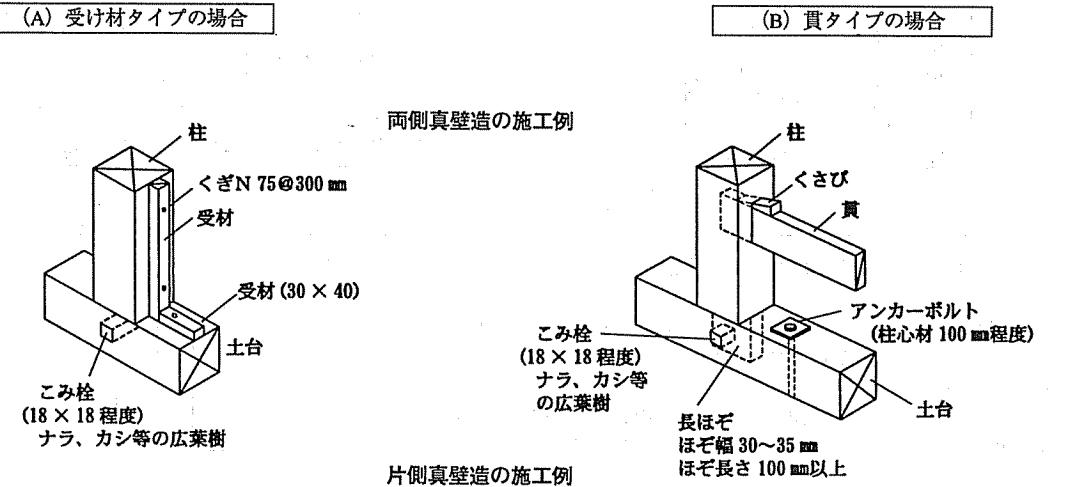
右図は、大壁造の面材耐力壁において、面材の四隅を切り欠いて山形プレート（VP）を柱と横架材に直接釘打ちする施工方法の例である。この場合、切り欠いた部分によって隅部の釘1本を釘打ちができないため、図のように近傍に増し打ちすることが必要である。



参考図5.4 真壁造における構造用面材の張り方



参考図5.4 構造用面材を用いた真壁造における柱上下端部の接合方法の例

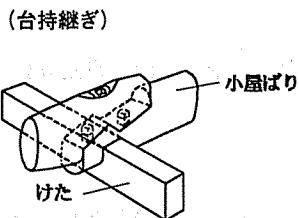


5.5 小屋組

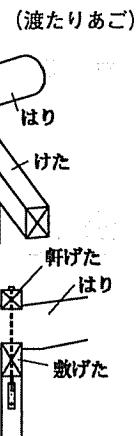
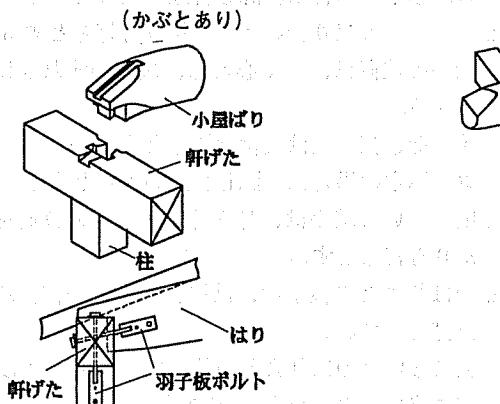
- 5.5.1 小屋ばり 1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン及びはり間隔等を勘案して適切なものとし、特記による。
2. 末口135mm以上の丸太の継手は、受材上で台持継ぎとし、下木にだぼ2本を植込み、かすがい両面打ちとするか又は六角ボルト2本締めとする。受材当たりは渡りあごとし、手ちがいかすがい打ちとする。
3. 末口135mm以下の丸太の継手は、受材上でやりちがいとし、六角ボルト2本締めとする。受材当たりは渡りあごとし、手ちがいかすがい打ちとする。
4. 軒げた又は敷げたとの仕口は、かぶとあり掛け又は渡りあごとし、いずれも羽子板ボルト締めとする。
- 5.5.2 小屋づか 1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。ただし、多雪区域においては105mm×105mmを標準とする。
2. 上部・下部の仕口は、短ほぞ差しとし、かすがい両面打ち又はひら金物当て釘打ちとする。
- 5.5.3 むな木・もや 1. 断面寸法は次による。
イ. もやの断面寸法は、90mm×90mm以上とする。ただし、多雪区域においては105mm×105mmを標準とする。
ロ. むな木の断面寸法は、もやの断面寸法以上とし、たる木当たりの欠き込み等を考慮して適切なものとし、特記する。
2. 継手は、つかの位置を避け、つかより持出して、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとし、N75釘2本打ちとする。
3. T字部の仕口は、大入れあり掛けとし、上端よりかすがい打ちとする。
- 5.5.4 けた行筋かい つかに添えつけ、N50釘2本を平打ちする。
・振れ止め
- 5.5.5 たる木 1. 断面寸法は、荷重の状態、軒の出等を勘案して、適切なものとし、特記による。
2. 継手は、乱に配置し、もや上端でそぎ継ぎとし、釘2本打ちとする。
3. 軒先部以外の留めつけは、受け材当たりN75釘で両面を斜め打ちとする。ただし、たる木のせいが45mm程度の場合は、N100釘を脳天打ちとする事ができる。
4. 軒先部の留めつけは、けたへひねり金物、折曲げ金物又はくら金物を当て、釘打ちとする。
5. かわら棒ぶき屋根の場合のたる木間隔は、かわら棒の留めつけ幅と同一とする。
- 5.5.6 火打ちばり 小屋組の火打ちばりは、床組の火打ちばりと同様とし、5.8.6(火打ちばり)による。

和式小屋組 構造的には主として、鉛直荷重(屋根の荷重)を負担し、もやからの荷重を垂直材(つか)が水平材(はり)に伝えてゆく。古くから小屋ばりには、わん曲した丸太材を用いることが多い。

参考図5.5.1-2 小屋ばりの継手

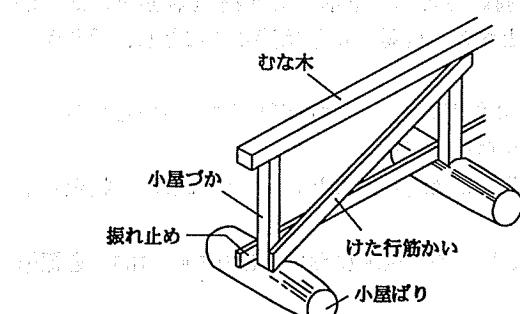


参考図5.5.1-4 小屋ばりと軒げたとの仕口



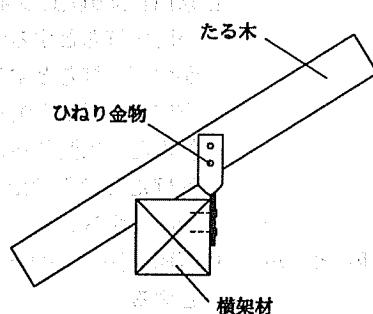
けた行筋かい 小屋組がけた行方向に倒れるのを防ぐため、小屋づかをつなぐけた行方向の筋かいをいう。

参考図5.5.4 けた行筋かい・振れ止め



けた行筋かい、振れ止めの断面寸法は
貫程度とする。

参考図5.5.5-4 たる木とひねり金物



5.6 屋根野地

5.6.1 挽板野地板

1. 挽板の厚さは9mm以上とする。
2. 継手は、板の登り約10枚毎に乱継ぎとし、継手はたる木心で突付けとする。
3. 取付けは、たる木に添え付け、たる木当たりN38釘2本を平打ちとする。なお、板そばは、見えがくれの場合は添え付け、見えがかりの場合はすべり刃又は相じゃくりとする。

5.6.2 合板野地板

1. 合板の品質は、構造用合板のJASに適合するもので、接着の程度1類、厚さ9mm以上のもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
2. 取付けは、間隔150mm内外に受材当たりN38釘を平打ちする。

5.6.3 パーティクルボード野地板

1. パーティクルボードの品質は、JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は13P又は13M以上とし、厚さ12mm以上とする。
2. 取付けは、間隔150mm内外に、受材当たりN50釘を平打ちとし、継目部分は2~3mmの隙間をあける。なお、軒及び妻側の部分に使用する広こまい、のぼりよど、破風板等には木材を使用する。

5.6.4 構造用パネル野地板

1. 構造用パネルの品質はJASに適合するもの又は、これと同等以上の性能を有するものとする。
2. 取付けは、間隔150mm内外に、受材当たりN50釘を平打ちとし、継目部分はの隙間をあける。なお、軒及び妻側の部分に使用する広こまい、のぼりよど、破風板等には木材を使用する。

5.7 軒まわり・その他

5.7.1 鼻かくし

1. 継手の位置は、たる木心とし、次のいずれかにより、たる木当たりに釘打ちとする。
 - イ. 突付け継ぎ又はそぎ継ぎとする。
 - ロ. 厚木の場合は、隠し目違い入れとする。
2. 破風板との取り合いは、突付け釘打ちとする。

5.7.2 破風板

1. 継手の位置は、もや心とし、次のいずれかにより、むな木、もや及びけた当たりに釘打ちとする。
 - イ. そぎ継ぎ又は突付け継ぎとする。
 - ロ. 厚木の場合は、隠し目違い入れとする。

5.7.3 広こまい・のぼりよど

1. 広こまいの継手は、鼻かくしの継手の位置を避け、たる木心で突付け継ぎとし、たる木当たり釘打ちとする。
2. のぼりよどの継手は、破風板の継手の位置を避け、もや心で突付け継ぎとし、受材当たり釘打ちとする。
3. 広こまいとのぼりよどの仕口は、大留めとし、釘打ちとする。
4. 広こまい及びのぼりよどの見えがかりの野地板との取合いは、相じゃくりとし、釘打ちとする。

5.7.4 めんどう板

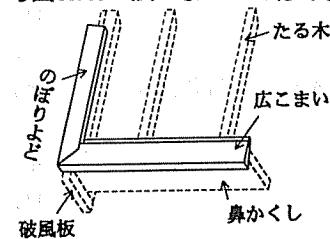
1. たるき相互間へはめ込み、釘打ちとする。

鼻かくし 軒先でたる木の端を隠すためにつける長い横板。

破風板 屋根切妻の合掌形の板。

広こまい 軒先に沿ってたる木の上に取り付けた平たい横木。

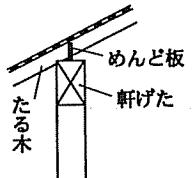
参考図5.7.3 広こまい・のぼりよど



めんど板 屋根裏板と軒げたの上のたる木の間に出来るすき間を面戸といい、面戸 破風板

をふさぐ板をめんど板という

参考図5.7.4 めんど板



5.8 床組

5.8.1 大引

1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。
2. 継手は、床づか心から150mm内外持ち出し、相欠き継ぎのうえ、N75釘2本打ちとするか又は腰掛けあり継ぎとする。
3. 仕口は次による。
 - イ. 土台との取合いは、大入れあり掛け、腰掛け又は乗せ掛けとし、いずれもN75釘2本斜め打ちとする。
 - ロ. 柱との取合いは、添木を柱に取り付けたのち、乗せ掛けとするか、柱に大入れとし、いずれもN75釘2本を斜め打ちとする。

5.8.2 床づか

1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。
2. 上部仕口は、次のいずれかによる。
 - イ. 大引に突付けとし、N75釘を斜め打ちのうえ、ひら金物を当て釘打ち又はかすがい打ちとする。
 - ロ. 大引へ一部びんた延ばしとし、N65釘2本を平打ちする。
 - ハ. 大引に目違いほぞ差しとし、N75釘2本を斜め打ちする。
3. 下部は、つか石に突付けとし、根がらみを床づかに添えつけ釘打ちとする。

5.8.3 根太掛

1. 断面寸法は、24mm×90mm以上とする。
2. 継手は、柱心で突付け継ぎとし、N75釘2本を平打ちする。
3. 留めつけは、柱、間柱当たりにN75釘2本を平打ちする。

5.8.4 根太

1. 断面寸法は、45mm×45mmを標準とする。ただし、2階床の床ばり間隔が900mm内外の場合は45mm×60mm以上とし、また2階床ばり間隔又は1階大引間隔がそれぞれ1,800mm内外の場合は45mm×105mmを標準とする。
2. 根太間隔は、畳床の場合は450mm内外とし、その他の場合は300mm内外とする。
3. 継手は、受材心で突付け継ぎとし、N90釘を平打ちする。

4. はり又は大引きとの取合いは、置渡しとし、N75釘2本斜め打ちとする。ただし、根太のせいが90mm以上の場合は、大入れ又は渡りあご掛けとし、N75釘2本を斜め打ちする。

5.8.5 2階床ばり

1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン、はり間隔等を勘案して適切なものとし、特記による。
2. 継手は、次のいずれかによる。
 - イ. 受材上で大材を下にして台持ち継ぎとし、六角ボルト2本締めとする。
 - ロ. 受材より150mm内外持ち出し、追掛け大ぜん継ぎとする。
 - ハ. はりせいが120mm程度のものは、大材を受材心より150mm内外持出し上端をそろえ、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとし、短ざく金物両面当て、六角ボルト締め釘打ちとする。
3. 仕口は、次のいずれかによる。
 - イ. 柱との取合いは、かたぎ大入れ短ほぞ差しとし、羽子板ボルト締め又は箱金物ボルト

締めとする。

ロ. T字取合いは大入れあり掛けとし、羽子板ボルト締めとする。

ハ. 受材が横架材の場合は、受材との取合いは、渡りあご掛けとする。

5.8.6 火打ちばり

火打ちばりは次のいずれかによる。

1. 木製火打ちとする場合は、次による。

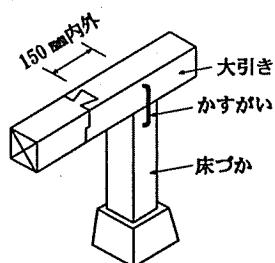
イ. 断面寸法は、90mm×90mm以上とする。

ロ. はり・胴差・けた等との仕口は、かたぎ大入れとし、六角ボルト締めとする。ただし、はり・胴差・けた等の上端又は下端に取り付ける場合は、渡りあご又はすべりあごとし、いずれも六角ボルト締めとする。

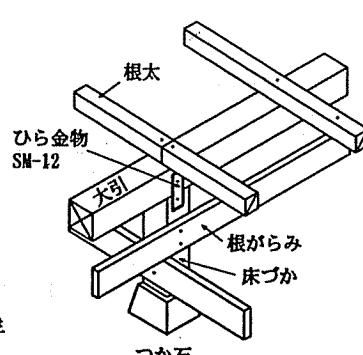
2 鋼製火打とする場合は、特記による。

3. 火打ばりを省略する場合の床組の補強方法等は、17.4（床組）の項による。

参考図5.8.1 大引の継手



参考図5.8.1 床組

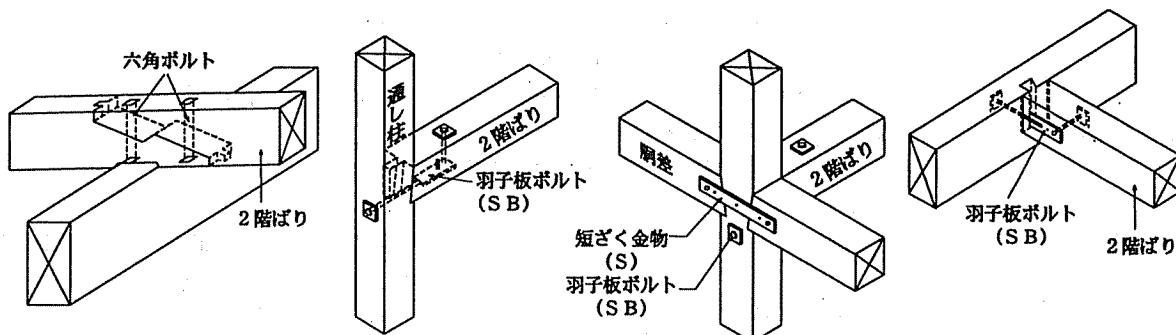


根がらみ 床は移動荷重や多少の衝撃荷重を受けるため、つかがつか石から浮き上ったり、移動したりするおそれがあるので、これらを防止するのが目的である。

参考図5.8.5 2階ばり継手
(台持継ぎ)

参考図5.8.5 通し柱と2階ばりとの取合

参考図5.8.5 T字仕口



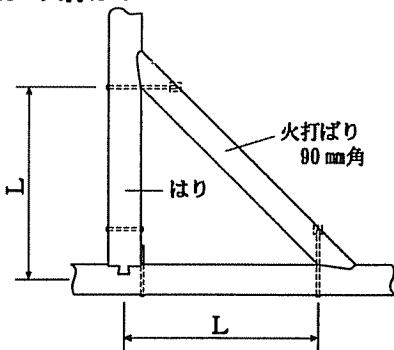
接合金物 床ばりの継手に用いられるボルトなどの接合金物は、地震や風圧によって生ずるはりの軸方向引張力に抵抗させるため、材相互の連結を確実にするのが主な目的である。

火打ばり 火打ばりは、骨組（はり、胴差等の横架材）の接合部を固める目的で用い、耐震上、耐風上有効であり、建築基準法施行令（第46条）では、床組等の隅角部における火打材の設置を規定している。

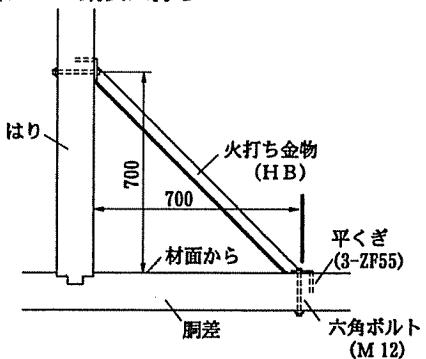
本仕様書の17.4(床組)に記載した剛床仕様は、(財)日本住宅・木材技術センターが行った床組水平加力試験等に基づくものであり、90mm×90mmの木製火打材を用いた場合と同等の剛性・耐力があることが確認されたものである。

床根太間の断熱材の施工 床の断熱材を床根太間に充填する際にあたっては、断熱材の厚さによっては、床根太のせいを高くすることが必要となるので注意を要する。また、床根太間に施工しやすいようにあらかじめ加工し、根太寸法よりも大きな厚さを確保できるようにした断熱材もあるので、適宜活用することができる。

参考図5.8.6 火打ぱり



参考図5.8.6 鋼製火打ち



(注) Lは 750 mm前後が望ましい。

5.9 ひさし

5.9.1 陸ひさし

1. 型板の取付けは、柱の側面を15mm程度欠き取ったのち、型板を柱にはめ込み、N65釘5本を平打ちする。なお、間柱へは、型板を添え付け、N65釘5本を平打ちする。
2. 鼻かくしの上端は、ひさし勾配に削る。継手及び取付けは、次のいずれかによる。
 - イ. 化粧の場合の継手は、型板心で相欠き継ぎとし、すみは下端を見付け留め3枚に組む。留めつけは、型板に添え付け釘頭つぶし打ちとする。
 - ロ. 見えがくれ（モルタル塗等）の場合の継手は、型板心で突付け継ぎとする。留めつけは型板に添え付け、釘打ちとする。
3. 広こまいを取り付ける場合は、型板心で突付け継ぎとし、型板に添え付け、釘打ちとする。
4. 野地板は、型板心で突付け継ぎとし、留めつけは、板そばを添え付け、型板当たり釘打ちとする。
5. 化粧天井板継手は、乱に型板心で相欠き継ぎとし、留めつけは、板そばを相じやくりとし、型板当たり釘打ちとする。

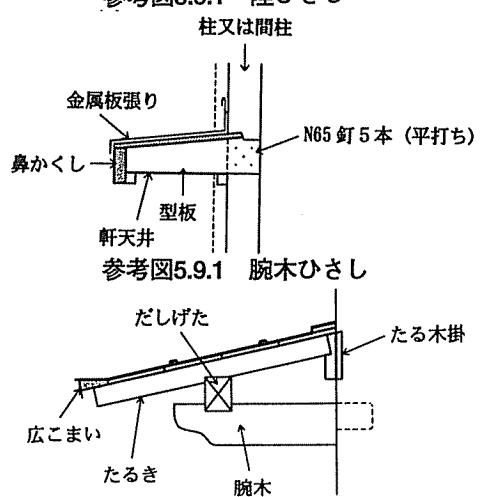
5.9.2 腕木ひさし

1. 腕木と柱の仕口は、次のいずれかによる。
 - イ. 柱へ下げかまほぞ差しとし、上端よりくさび締めのうえ、くさび抜け止め釘打ちとする。
 - ロ. 柱へ短ほぞ差しとし、上端より斜め釘打ちとする。
2. だしげたは 腕木に渡りあご掛け、かくし釘打ちとする。
3. たる木掛は 上端をひさし勾配に削り、たるき彫りをして柱に欠き込み釘打ちとする。
4. 広こまいは 化粧野地板との取り合いを板じゃくりとし、すみを大留とする。また、たる木に添え付す釘打ちとする。
5. ひさし板は そば相しゃくりとし、たる木当たり釘打ちとする。

陸ひさし 柱又は間柱の側面に型板を取りつける。型板が垂れ下がらないよう大釘で十分に打ちつける。次に野地板の上に金属板をはり、軒裏は軒天井を張って仕上げる。この方法は軽い、出の少ないものに用いる。

腕木ひさし 柱から腕木をのばし、だしげたをのせ、その上に板をのせて金属板で葺いたものが一般的である。

参考図5.9.1 陸ひさし



5.10 住戸間の界壁

連続建の住戸間の界壁の構造は、18.1.5（界壁）の項による。

